

沖縄県立芸術大学

目 次

I	認証評価結果	2-(9)-3
II	基準ごとの評価	2-(9)-4
	基準1 大学の目的	2-(9)-4
	基準2 教育研究組織（実施体制）	2-(9)-6
	基準3 教員及び教育支援者	2-(9)-9
	基準4 学生の受入	2-(9)-13
	基準5 教育内容及び方法	2-(9)-15
	基準6 教育の成果	2-(9)-24
	基準7 学生支援等	2-(9)-27
	基準8 施設・設備	2-(9)-31
	基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	2-(9)-34
	基準10 財務	2-(9)-37
	基準11 管理運営	2-(9)-39
<参 考>		2-(9)-43
i	現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(9)-45
ii	目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(9)-46
iii	自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(9)-48
iv	自己評価書等リンク先	2-(9)-55
v	自己評価書に添付された資料一覧	2-(9)-56

I 認証評価結果

沖縄県立芸術大学は、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

当該大学の主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 建学の理念の中で、芸術文化のもつ普遍的な美に加え、美術・工芸、音楽・芸能等さまざまな分野における沖縄文化固有の美を追求することを明確に掲げている。
- 学部の各学科・専攻、大学院修士課程の各専攻及び大学院後期博士課程の各研究領域を通じて、芸術文化の創造と沖縄伝統芸術の継承発展との双方を見据えた人材育成が行われている。
- 音楽学部琉球芸能専攻で社会人特別選抜を実施するとともに、社会人特別選抜においては実技試験を一般入試と同等に課し、多様な人材を受入れている。
- 学部における卒業制作、卒業演奏と卒業論文、大学院修士課程における修士作品、修士演奏と修士論文、及び大学院後期博士課程における博士論文を作成するために、学生・大学院生一人一人に対するきめ細かい指導が実施されている。
- 奏楽堂は音楽教育における舞台・演奏の実技に効果を発揮しており、附属図書・芸術資料館は、学生の作品展示及び自主的発表の場としても活用されるとともに、地域社会住民との交流や教育成果の学外公開にとって有用である。
- 美術工芸学部・造形芸術研究科学生の各種作品と制作過程の映像記録、図録、音楽学部と音楽芸術研究科学生の演奏の録音・録画、理論系専攻における卒業及び学位論文関係の記録など、教育活動の実態を示すデータが丁寧に保存されている。
- 教員一人一人の授業改善記録が作成・集積されており、全学的規模の評価・改善のフィードバックシステム構築の条件が整備されている。

当該大学の主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 1学年に20単位以上を修得できなかった学生が毎年一定数存在している現状について検討する必要がある。
- 音楽棟ほか4棟については、障害のある学生を考慮したバリアフリー化がされておらず、器具やソフト面がほとんど整備されていない。
- 美術工芸学部のうちの3棟は、建築後39年を経て老朽化が目立つ。
- 学内IT環境が不十分である。情報管理専門職員が配置されていない。
- 学生の自主的な学習と市民の利用を支援する上で、図書館の有効活用への配慮が不足している。図書・資料を管理する専任の司書・学芸員が配置されていない。
- 重要事項決定に関する評議会、全学委員会及び各学部教授会の関係が必ずしも明かではない。

II 基準ごとの評価

基準1 大学の目的

- 1-1 大学の目的（教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が、学校教育法に規定された、大学一般に求められる目的に適合するものであること。
- 1-2 目的が、大学の構成員に周知されているとともに、社会に公表されていること。

【評価結果】

基準1を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 1-1-① 目的として、教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針や、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとする基本的な成果等が、明確に定められているか。

学則第1条に、「広く教養を培い、深く専門芸術の技術、理論及び歴史を教授研究して、人間性と芸術的創造力及び応用力を育成し、もって伝統芸術文化と世界の芸術文化の向上発展に寄与することを目的とする。」と定められている。

また、学生便覧及び大学案内所載の「建学の理念」では、次の3点を強調している。第一は「県立芸術大学を建学する基本的な精神は、沖縄文化が造りあげてきた個性の美と人類普遍の美を追求することにあるが、そのためには、地域文化の個性を明らかにし、その中に占める美術・工芸、音楽・芸能等さまざまな伝統芸術の問題に積極的かつ具体的に取り組み、その特性を生かすことでなければならない」ことである。第二は「日本文化の内容をより豊かにするとともに、ひいては、国際的な芸術的文化活動にも寄与する」ことである。第三は「東アジア、東南アジアを軸とした太平洋文化圏の中心として、それらの地域における多様な芸術文化の実態と地域文化伝統の個性とのかかわりを明らかにする」ことである。

これらのことから、大学の目的が明確に定められていると判断する。

- 1-1-② 目的が、学校教育法第52条に規定された、大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

大学の目的及び建学の理念は、学校教育法第52条に規定された大学一般に求められる目的から外れるものではないと判断する。

- 1-1-③ 大学院を有する大学においては、大学院の目的が、学校教育法第65条に規定された、大学院一般に求められる目的から外れるものでないか。

大学院学則第1条に、「沖縄県立芸術大学大学院は、建学の理念に則り、高度な芸術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて芸術文化の創造及び発展に寄与することを目的とする」と定められている。

また、造形芸術研究科、音楽芸術研究科、芸術文化学研究科は、大学院の目的と建学の理念とに基づき、それぞれ具体的な目標を定めている。

これらのことから、大学院の目的が、学校教育法第65条に規定された大学院一般に求められる目的から外れるものではないと判断する。

1-2-① 目的が、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

学部・大学院の目的及び建学の理念は、大学ウェブサイトに掲載するとともに、学生便覧、大学案内に記載され、すべての教職員、学生に配布している。

これらのことから、目的が大学の構成員に周知されていると判断する。

1-2-② 目的が、社会に広く公表されているか。

建学の理念及び学部・大学院の目的は、各専攻や大学院各研究科の目的・教育課程等とともに、大学ウェブサイト及び大学案内に解りやすいレイアウトで掲載している。

また、建学の理念及び大学の目的を記載した大学案内は、進学説明会、大学視察訪問者、県内高校、志願実績のある県外高校、オープンキャンパスでの配布など、様々な形で配布されている。なお、大学ウェブサイトのアクセス件数は1ヶ月平均66,667件である。

これらのことから、目的が社会に広く公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 建学の理念の中で、芸術文化のもつ普遍的な美に加え、美術・工芸、音楽・芸能等さまざまな分野における沖縄文化固有の美を追求することを明確に掲げている。

基準2 教育研究組織（実施体制）

- 2-1 大学の教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【評価結果】

基準2を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

2-1-① 学部及びその学科の構成が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

学士課程における教育研究の目的を達成するため、美術工芸学部には、絵画、彫刻、芸術学の3専攻からなる美術学科とデザイン、工芸の2専攻からなるデザイン工芸学科が置かれている。デザイン工芸学科の工芸専攻には陶芸及び染織の2コースが置かれている。

音楽学部では、声楽、器楽、音楽学、琉球芸能の4専攻からなる音楽学科が置かれている。音楽学科の器楽専攻にはピアノ、弦楽、管打楽の3コース、音楽学専攻には音楽学、作曲の2コース、琉球芸能専攻には琉球古典音楽、琉球舞踊組踊の2コースが置かれている。

美術工芸学部及び音楽学部の3学科9専攻は、学部・学科・専攻ごとにその専門とする教育研究を行うとともに、相互に有機的に連携し、豊かな芸術文化の創造と沖縄伝統芸術の継承・発展を担う人材の育成を期している。

これらのことから、学部及びその学科の構成が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-② 学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成が学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2-1-③ 教養教育の体制が適切に整備され、機能しているか。

平成6年に、従来型の教養教育のあり方を改め、総合教育科目と共通教育科目の設置を骨子とする新たな教養教育の体系を整備した。

総合教育科目は、人文科学分野・社会科学分野・自然科学分野・総合科学分野の4系列からなり、教養教育と専門教育との橋渡しを進めるとともに、社会性と豊かな人間性を兼ね備えた国際的・文化的素養のある人材の育成を期するものである。

共通教育科目は、芸術諸領域に関する理論と歴史、外国語、健康・運動を対象とし、美術工芸学部・音楽学部共通の基礎を習得させるとともに、両学部の教育における交流を企図するものである。

以上のように、当該大学では、1990年代の我が国における高等教育の一大改革期に、芸術系大学全体に共通する課題を解決し、2学部からなる同大学固有の課題に対応するため、新しい教養教育の体系整備を行っている。また、教養教育の運営を専一に担うために総合教育等委員会を設置している。

これらのことから、教養教育の体制が適切に整備され、機能していると判断する。

2-1-④ 研究科及びその専攻の構成が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

大学院では、大学院の目的及び建学の理念に沿い、造形芸術研究科修士課程、音楽芸術研究科修士課程、芸術文化学研究科後期博士課程を設置している。

造形芸術研究科には、生活造形専攻（陶磁器専修・染織専修）、環境造形専攻（デザイン専修・絵画専修・彫刻専修）、比較芸術学専攻（比較芸術学専修・民族芸術文化学専修）を置いている。

音楽芸術研究科には、舞台芸術専攻（琉球古典音楽専修・琉球舞踊組踊専修）、演奏芸術専攻（声楽専修・ピアノ専修・管弦打楽専修）、音楽学専攻（音楽学専修・作曲専修）を置いている。

芸術文化学研究科には、比較芸術学研究領域と民族音楽学研究領域を置いている。

これらのことから、研究科及びその専攻の構成が目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-⑤ 研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成が大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2-1-⑥ 別科、専攻科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2-1-⑦ 全学的なセンター等を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学の主要な目的の一つは、沖縄における芸術文化の特色を解明することであり、開学と同時に附属研究所を開設し、沖縄芸術文化の構成に対応して芸術文化学部門、伝統工芸部門、伝統芸能部門の3部門を配置し、調査・研究を実施している。

附属研究所3部門をそれぞれ担当する合計3人の教員は、大学院造形芸術研究科比較芸術学専攻民族芸術文化学専修、同生活造形専攻染織専修、大学院音楽芸術研究科音楽学専攻音楽構造学専修（民族芸能論）の兼任教員及び学部兼任教員として専門教育に従事している。

また、附属研究所は、地域社会との連携を推進するため、研究成果に基づいて公開講座や各種研究会を開催している。

これらのことから、附属研究所の構成が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

美術工芸学部及び音楽学部の教育活動に係る重要事項は、それぞれの学部教授会が、それぞれの学部における各種委員会の審議を経て教授会で最終審議の上、決定している。学部間にまたがって調整の必要な事項・重要案件は、全学委員会で審議されている。

これらのことから、教授会等が必要な活動を行っているとは判断する。

2-2-② 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数の会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

大学教務委員会、美術工芸学部教務委員会及び音楽学部教務委員会が教育課程や教育方法を検討する組織として編成されており、平成17年度には、それぞれ10回以上開催されて実質的な検討が行われている。

これらのことから、教育課程や教育方法等を検討する組織が、適切な構成となっており、実質的な検討が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 学部の各学科・専攻、大学院修士課程の各専攻及び大学院後期博士課程の各研究領域を通じて、芸術文化の創造と沖縄伝統芸術の継承発展との双方を見据えた人材育成が行われている。

基準3 教員及び教育支援者

- 3-1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、適切な基準が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。
- 3-3 教育の目的を達成するための基礎となる研究活動が行われていること。
- 3-4 教育課程を遂行するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

3-1-① 教員組織編成のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編成がなされているか。

建学の理念・大学の目的に沿い、普遍的な芸術文化と沖縄固有の芸術文化の教育研究を行うため、学科目制によって学部、学科、専攻が組織編成され、教育目的を実現させる構成となっている。

教員組織も、目的達成のために編成されており、従来の芸術文化と沖縄の固有の文化を研究教授する編成がなされている。

これらのことから、教員組織編成のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編成がなされていると判断する。

3-1-② 教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。

平成17年度の各学部教員数は、美術工芸学部が187人（常勤39人、非常勤講師148人）、音楽学部181人（常勤37人、非常勤講師144人）となっている。また総合教育等の非常勤講師は40人となっている。

大学院教員は、学部と附属研究所に所属する専任教員が兼務している。また、非常勤講師は68人となっている。

非常勤講師は、学士課程、教養教育担当及び大学院課程を含め、平成17年度実績で、総計400人となっている。

学士課程担当の非常勤講師のうち音楽学部の場合には、アンサンブルの演奏員や伴奏員など、授業運営上必要補助教員の需要が大きい。また、地理的な理由から美術学部の理論系科目、音楽学部の実技系・理論系科目を中心に人材を本土の他県に求めねばならないことも多い。これらの事情から多数の非常勤講師が雇用され、教育の質の確保に貢献している。平成17年度における教員1人当たりの学生数は、学部6.3人、大学院1.5人、常勤・非常勤講師をあわせた全教員1人当たりの学生数は学部1.2人、大学院0.7人となっている。

これらのことから、教育課程を遂行するために必要な教員が確保されていると判断する。

3-1-③ 学士課程において、必要な専任教員が確保されているか。

学士課程の教員（学長を除く）は79人であり、附属研究所教員3人を除く76人が専任教員として配置されている。

76人の内訳は、美術工芸学部各学科担当39人（教授20人、助教授8人、講師6人、助手5人）、音楽学部

各学科担当37人（教授23人、助教授7人、講師3人、助手4人）である。

これらのことから、必要な専任教員が確保されていると判断する。

3-1-④ 大学院課程（専門職大学院課程を除く。）において、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されているか。

大学院課程に配置されている研究指導教員及び研究指導補助教員数は、造形芸術研究科が33人（研究指導教員25人、研究指導補助教員8人）、音楽芸術研究科が27人（研究指導教員19人、研究指導補助教員8人）、芸術文化科学研究科が12人（研究指導教員8人、研究指導補助教員4人）となっている。

造形芸術研究科、音楽芸術研究科、芸術文化科学研究科の研究指導教員及び研究指導補助教員は、すべて学士課程教員と附属研究所教員の兼任となっている。

これらのことから、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されていると判断する。

3-1-⑤ 専門職大学院課程において、必要な専任教員（実務の経験を有する教員を含む。）が確保されているか。

該当なし

3-1-⑥ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置（例えば、年齢及び性別構成のバランスへの配慮、外国人教員の確保、任期制や公募制の導入等が考えられる。）が講じられているか。

教員の年齢別構成では、50～60代の比率が59.5%である。教員の性別構成は、男性が73.4%、女性が26.6%である。外国人教員は、英語科目担当、芸術学担当及び声楽担当の合計3人であるが、非常勤講師として7人が採用されている。任期制は助手について導入され、任期3年、特別な場合には3年（ただし、平成17年度以前の採用者に限る。）の更新が可能となっている。教員の採用は平成15年度から助手も含めて公募制を導入している。

芸術の分野が習熟を必要とするため、経験と実績を優先した結果ではあるが、年齢構成が50～60代に傾斜していること、また、3年前に導入された公募制はまだ十分に実績が上がっていないことなどを踏まえ、平成17年度に「沖縄県立芸術大学における教員の採用、昇任選考に係る指針及び運用方法」を制定し、教員人事の適正化を進めつつある。

これらのことから、平成17年度以降、特に年齢構成の改善及び公募制の推進を中心に、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられつつあると判断する。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

教員採用基準や昇格基準は、教員選考規程、教員採用要綱、教員選考審査要綱、教員昇任要綱など学内規程で基準や手続き等が定められており、学士課程においては、教育上の指導能力、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力を評価しているほか、平成17年度制定の「沖縄県立芸術大学における教員の採用、昇任選考に係る指針及び運用方法」を踏まえて専門分野の能力のほか、大学運営に係る資質も審査対象としている。また、この「指針及び運用方法」における新しい人事システムの趣旨の第一には、「本学が追求する芸術教育の理念を実現する教員の適正な配置のために、人事が大学全体の視野の中で行われるべきこと」が掲げられている。

これらのことから、教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

3-2-2 ② 教員の教育活動に関する定期的な評価を適切に実施するための体制が整備され、機能しているか。

全学的な教員の教育活動に関する評価は、平成12年度に実施した「沖縄県立芸術大学自己点検・評価」及び平成18年度における自己評価書作成を契機として教員一人一人の授業改善記録が作成・集積されており、全学的規模で教員の教育活動の評価を定期的に行う条件が整備されつつある。

また、平成17年度から大学ウェブサイト「教員総覧」の項目に各教員の専門分野や研究活動が掲載されていることから、教員の教育活動の基盤としての研究活動に関する自己点検が実施されていることが確認できる。

美術工芸学部では、各専攻単位で教員展を沖縄県立芸術大学附属図書・芸術資料館で開催し、団体展・企画展・個展等においても、創作の成果が発表されている。

音楽学部では、学内外の演奏会や公演に出演することにより、教員の演奏の成果が広く発表されている。

これらのことから、教員の教育活動に関する定期的な評価を適切に実施するための体制が整備されつつあり、機能し始めていると判断する。

3-3-1 ① 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているか。

教員の研究活動と教育内容は相関性を有しており、学部・大学院の授業を担当しているすべての専任教員の研究活動の成果がシラバス、大学ウェブサイトに公表され、平成18年度における自己評価書作成を契機として文書「教育内容と関連する代表的な研究活動等」が作成されている。

また、美術工芸学部では、各専攻単位で教員展を沖縄県立芸術大学附属図書・芸術資料館で開催し、団体展・企画展・個展等においても、創作の成果が発表されており、音楽学部では、学内外の演奏会や公演に出演することにより、教員の演奏の成果が広く発表されているが、これらは一般の大学における研究活動の成果発表に相当するものであり、上記文書「教育内容と関連する代表的な研究活動等」にもこうした創作や演奏が収録されている。

これらのことから、教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われていると判断する。

3-4-1 ① 大学において編成された教育課程を展開するのに必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

教務学生関係事務を一元管理している教務学生課には、専任事務職員8人の他、事務補助嘱託員2人、賃金職員1人、嘱託国際交流コーディネーター1人を配置している。また、各専攻事務室には、教育補助嘱託員14人が配置され、美術工芸学部石彫実習室のクレーン・トラック・フォークリフト操作や音楽学部器楽専攻に係る楽器の維持管理など多様な業務に従事している。美術工芸学部デザイン専攻の木工室に技術嘱託員1人を配置し、危険器具の取り扱い等に従事している。

TA及びRA制度については、平成18年4月、学部教育等の充実、授業内容の向上等に資する観点から、大学院学生に対し、教育トレーニングの機会を提供するとともに、後期博士課程に在籍する学生には、教員の研究プロジェクトの研究補助者として参画させ、研究遂行能力の育成、研究体制の充実等を図るため、「沖縄県立芸術大学ティーチング・アシスタント取扱要領」及び「沖縄県立芸術大学リサーチ・アシスタント取扱要領」

沖縄県立芸術大学

が制定された。TAは平成18年9月から造形芸術研究科において5人の候補者から1人を選抜して実務に配置している。RAについては附属研究所で配置を準備している。

これらのことから、大学において編成された教育課程を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されており、また、TA等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

基準4 学生の受入

- 4-1 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針が記載されたアドミッション・ポリシーが明確に定められ、公表、周知されていること。
- 4-2 アドミッション・ポリシーに沿って適切な学生の受入が実施され、機能していること。
- 4-3 実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】

基準4を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 4-1-① 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針等が記載されたアドミッション・ポリシーが明確に定められ、公表、周知されているか。

大学案内において、冒頭に「沖縄文化が造りあげてきた個性の美と人類普遍の美を追究すること」を謳った建学の理念を掲げるとともに、美術工芸学部及び音楽学部それぞれの紹介部分にはいずれも新しい創造的な芸術文化の形成、発展を担う人材を育成すると述べ、求める学生像を明確にしている。また、美術工芸学部及び音楽学部の学生募集要項においてそれぞれ入学者選抜の基本方針を明示している。大学案内、学生募集要項は広く学内外に配布され、また、大学ウェブサイト等にも掲載され、受験生及び高等学校等にも広く周知されている。

これらのことから、アドミッション・ポリシーが明確に定められ、公表、周知されていると判断する。

- 4-2-① アドミッション・ポリシーに沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

芸術文化の担い手を育成する大学として、美術工芸学部と音楽学部の2学部のいずれもが、実技系でない美術工芸学部芸術学専攻、音楽学部音楽学専攻音楽学コースの場合を含めて、専攻別実技検査を実施しており、音楽学部では音楽に関する基礎能力試験を実施している。2学部のすべての専攻における一般選抜試験では、芸術文化の担い手として、幅広い教養を体得していなければならないということから、大学入試センター試験を課し、総合的に判断している。

美術工芸学部芸術学専攻、デザイン専攻、工芸専攻、音楽学部琉球芸能専攻では推薦入学を、さらに音楽学部琉球芸能専攻では社会人特別選抜を実施しており、これらを通じて多様な人材の受入れを期するとともに、建学の理念の柱の一つである沖縄の豊かな芸術文化の継承発展に配慮している。

これらのことから、アドミッション・ポリシーに沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能していると判断する。

- 4-2-② アドミッション・ポリシーにおいて、留学生、社会人、編入学生の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。

建学の理念の中に「国際的な芸術的文化活動にも寄与する」ことが謳われ、また、外国において学校教育を受けた者の入学資格が学則第13条に、さらに、編入学の条件が学則第19条に定められている。これらに基づいて、私費外国人留学生選抜試験が実施されている。

また、建学の理念には「美術・工芸、音楽・芸術等さまざまな伝統芸術の問題に積極的かつ具体的に取り組む」と述べられており、このことが音楽学部琉球芸能専攻において社会人特別選抜による社会人学生

受け入れを行う前提となっている。

これらのことから、全体としてアドミッション・ポリシーに沿った対応が講じられていると判断する。

4-2-③ 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

美術工芸学部及び音楽学部の各学部入試委員会は、各専攻及び総合教育等から選出された教員各1人によって構成され、互選で委員長が決められ、入試問題の作成から合格者の判定基準に至るまでの入学試験業務に従事している。

全学の入学試験管理委員会は、学長を委員長とし、学部長、研究科長、事務局長、学生部長、各学部・研究科の入学試験委員会委員長等で構成されており、入学者選抜要項及び学生募集要項の決定から合格者の決定に至る入学試験事項を所掌している。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-2-④ アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。

入学試験管理委員会及び入学試験委員会において、各学部各学科の下にある各専攻単位で毎年入学試験の結果を検証し、各試験内容の改善、社会人入試、推薦入試の取り入れ等、入試の改善が図られている。

受験生の学力と芸術的才能との相関関係把握の困難もあり、大学全体としての入学試験結果の検証体制は未確立であるが、各専攻単位で個別적으로는入学試験結果の検証が行われ、入学者選抜の改善に役立っている。

これらのことから、検証結果を入学者選抜の改善に役立っていると判断する。

4-3-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

学士課程における平成14年度から平成18年度の入学定員の充足率は、5年間の平均で、美術工芸学部が1.13倍、音楽学部が1.12倍となっている。

大学院課程における入学定員の充足率は、造形芸術研究科が1.13倍、音楽芸術研究科が1.04倍、芸術文化学研究科が1.07倍となっている。

これらのことから、入学定員と実入学者数との関係は適正であると判断する。

以上の内容を総合し、「基準4を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 音楽学部琉球芸能専攻で社会人特別選抜を実施するとともに、社会人特別選抜においては実技検査を一般入試と同等に課し、多様な人材を受入れている。

基準5 教育内容及び方法

(学士課程)

- 5-1 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-3 成績評価や単位認定、卒業認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(大学院課程)

- 5-4 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-6 研究指導が大学院教育の目的に照らして適切に行われていること。
- 5-7 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

【評価結果】

基準5を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

<学士課程>

5-1-1-① 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置（例えば、教養教育及び専門教育のバランス、必修科目、選択科目等の配当等が考えられる。）され、教育課程の体系性が確保されているか。

教育課程は、学則第25条の2「教育課程の編成方針等」に基づき、総合教育科目、共通教育科目、専門教育科目により編成されている。

総合教育科目、共通教育科目は、専門以外の幅広い教養を身に付けることができるよう工夫されている。専門教育科目の主要科目は実技であり、実技を裏付ける理論科目を配置し、必修科目と選択科目のバランスもとれている。

美術工芸学部及び音楽学部の専門教育科目としては、美術工芸学部芸術学専攻と音楽学部音楽学コースの場合を除き、中核的位置を占めている「主要科目」（実技）を重視するとともに、「専門基礎科目」、「専門関連科目」、「自由科目」を配置している。また、音楽学部では「主要科目」（実技）とともに「実技関連科目」を必修としている。

平成6年に、従来型の教養教育を改め、総合教育科目と共通教育科目の設置を骨子とする新たな教養教育の体系を整備した。教養教育の卒業要件単位数のうち、総合教育科目・共通教育科目は、美術工芸学部が45単位、音楽学部が28単位必要である。

中学校教諭1種免許状（美術・音楽）、高等学校教諭1種免許状（美術・音楽）及び学芸員資格取得のための授業科目も配置されている。

これらのことから、授業科目が適切に配置され、教育課程の体系性が確保されていると判断する。

5-1-1-② 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

教養教育としての総合教育科目・共通教育科目にはじまり、美術工芸学部及び音楽学部の専門教育科目に至るまで、授業内容が各学部の教育課程に即応し得るよう工夫が行われている。

総合教育科目は、人文科学・社会科学・自然科学・総合科学4系列からなり、国際的、文化的、人格的識見の涵養を期している。

共通教育科目は、芸術諸領域に関する理論と歴史、外国語、健康・運動を対象とし、両学部共通の基礎を習得させることを狙っている。このうち、外国語科目について、音楽学部では同学部の特性を踏まえ、同一言語で2ヶ年8単位を必修とするなどの工夫が行われている。

専門教育科目は、美術工芸学部では、1年次前期に2学科の全5専攻にまたがる造形基礎を置いている。音楽学部では、合奏の分野の重要性に鑑み、オーケストラ、合唱、琉球芸能の総合実習などを必修科目として開設し、基礎的な音楽能力を錬磨するための様々な科目が配置されている。

専門教育科目中の「主要科目」は、美術工芸学部芸術学専攻と音楽学部音楽学コース以外は「実技」であり、卒業制作・卒業演奏に向けて、また芸術学専攻と音楽学コースでは「理論科目」を重視して卒業論文に向けて、それぞれきめ細かい指導が行われている。

これらのことから、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-1-③ 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究活動の成果を反映したものとなっているか。

芸術系大学、とりわけ実技系科目においては、教員1人対学生1人の個別指導が大きな比重を占めている。従って、個々の教員の制作あるいは演奏の能力が提示されなければ、説得力のある指導はできない。このため、個々の教員の研究活動の成果を常に確認しておくことが当該学部・専攻の授業を円滑に実施するための不可欠の前提となっている。

教員の「研究活動の成果」にさまざまなタイプがある。(1)美術工芸学部芸術学専攻コース、音楽学部音楽学コース及び両学部に分属する総合教育等(教養教育等)担当教員の場合、基本的には、学術論文又は著書の形態をとる。(2)作品を制作して個展等で発表し、公演等で演奏する等の実技の成果と関連する学術論文・著書との双方をいずれも「研究活動の成果」としている教員。(3)実技の成果のみを「研究活動の成果」としている教員。当該大学では、これら三つのタイプの「研究活動の成果」をいずれも「教育の目的を達成するための基礎となる研究活動の成果」と考えている。

したがって、専任教員はいずれも「研究活動の成果」を有しているとみなされる。

これらのことから、授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究活動の成果を反映したものとなっていると判断する。

5-1-④ 学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成(例えば、他学部の授業科目の履修、他大学との単位互換、インターンシップによる単位認定、補充教育の実施、編入学への配慮、修士(博士前期)課程教育との連携等が考えられる。)に配慮しているか。

美術工芸学部工芸専攻染織コースでは、平成12年度から平成16年度に8人の学生が企業実習を実施し、また、大学院学生が学部授業のサポートを行っている。同専攻陶芸コースでは学部学生が附属研究所公開講座のサポートを実施している。音楽学部声楽専攻では、3年次の学外研究で、他の音楽大学や芸術大学のオペラ授業見学・オペラ公演見学を実施し、また、沖縄県立芸術大学主催のオペラ・オラトリオ公演に際しては、卒業生及び一般公募者とともに、合同合唱演奏を行っている。音楽学部音楽学科琉球芸能専攻では、学生の要求を踏まえ、「関連邦楽実技(副科実技)」の授業のために、複数の楽器の履修が導入され、「音声学」の授業のために首里方言が、また「詞章研究」に琉歌・組踊の詞章が多く取り入れられて

いるなど、当該大学固有の学生ニーズへの対応と教育課程編成への反映が行われている。

美術工芸学部デザイン専攻では、平均週20時間、総時間数144時間を目標にインターンシップを実施しており、平成14年度13人、16年度11人、17年度10人の学生が広告代理店、IT関連企業、デザイン・印刷・出版関連企業でインターンシップに従事し、終了後、成績評価を受け、報告会を行っている。

これらのことから、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成に配慮していると判断する。

5-1-⑤ 単位の実質化への配慮がなされているか。

専門教育科目中の「主要科目」は、美術工芸学部芸術学専攻と音楽学部音楽学コース以外は「実技」である。例えば、美術工芸学部美術学科絵画専攻の日本画あるいは油絵では必修の「主要科目」である実技科目が合計50単位課せられているが、そのためには、年間630時間を要して14単位、あるいは年間690時間を要して15単位を修得しなければならない。音楽学部声楽専攻では必修の「主要科目」である実技科目が合計68単位課せられているが、その1単位を修得するためには5時間を要することが、学則第29条で規定されている。

理論系の美術工芸学部芸術学専攻及び音楽学部音楽学コースにおいても実技系科目が一定の比重を占めるほか、講義・演習科目においても予習・復習が義務づけられている。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-1-⑥ 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

該当なし

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。（例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用、TAの活用等が考えられる。）

美術工芸学部では、美術作家、美術教育者、美術研究者、デザイナー、伝統工芸の継承者、音楽学部では、声楽家、演奏家、作曲家、音楽理論家、音楽教育者、伝統芸能の継承者など、新しい創造的な芸術文化の形成・発展を担うとともに、沖縄の豊かな芸術文化の伝統を受け継ぐ人材の育成を期している。これらの人材育成方針に沿い、両学部とも、それぞれの専攻・コースの特性に応じて、カリキュラムの中に、実技、講義、演習という複数の形態と多彩な内容をもつ授業を組み込み、基礎的な能力を身に付けるとともに、各人の個性を引き出す努力を行っている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-2-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

総合教育等委員会編『平成18年度授業科目〈シラバス〉（総合教育科目・共通教育科目・教職に関する科目）』、美術工芸学部編『2006授業科目〈シラバス〉』、音楽学部編『音楽学部&大学院（修士課程）音楽芸術研究科シラバス Syllabus2006』は、いずれもそれぞれの教育目的を踏まえている。

総合教育等委員会編シラバスは、授業概要とねらい、授業計画・方法、履修上の留意点、成績評価の方

法、教科書・参考文献（作品）等の各項目から構成されている。

美術工芸学部編シラバスは、総合教育等委員会編シラバスと同様の項目構成をもつとともに、実技科目については、課題名、期間、教室、担当、課題、目的、授業計画、専攻準備、備考等の項目が付加されている。

音楽学部編シラバスは、主な対象（学年等）、科目の概要・目標、指導計画・方法、評価方法、履修上の注意事項、教材・参考図書等の各項目から構成されている。

これら3冊のシラバスには教育課程編成の趣旨に沿い、学生がそれぞれの授業科目を履修する上で必要にして十分な情報が記載されており、学生が授業科目を選択し、履修登録を行い、各回の授業の準備をする上で活用されていると判断する。

5-2-③ 自主学习への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

芸術系の学生教育における自主性伸張及び実技練習の重要性に対する大学としての認識が高く、美術棟では、平日9時から21時まで、土日祝祭日9時から17時まで、一般教育棟では平日授業終了時から21時まで、音楽棟では平日7時から22時まで、土日祝祭日9時から21時までの使用を認めている。

音楽学部で音楽教育の基礎となるソルフェージュについて、入学時に全学生に基礎テストを課し、その結果に基づいてグレード制による授業運営を行っている。

平成17年度後期から、共通教育科目の外国語科目・英語の補習授業が希望者35人を対象として週1回実施されている。

これらのことから、自主学习への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5-2-④ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業、面接授業（スクリーニングを含む）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-3-① 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

成績評価基準や卒業認定基準は、学則に基づき各学部で取り決められ、それぞれ履修規程に組み入れられている。履修規程は学生便覧や履修案内に掲載され、各年度はじめのオリエンテーションでも説明されている。

これらのことから、教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されていると判断する。

5-3-② 成績評価基準や卒業認定基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

成績評価は成績評価基準に基づいて、課題作品提出、試験演奏、筆記・実技試験、レポート及び授業への出席状況などを総合して、4段階で行われている。

美術工芸学部では、科目担当教員の通常評価に加えて、授業を担当する全教員の協議によって成績を評価し、単位を認定している。音楽学部では、専門実技の成績評価に当たっては、演奏（演技）試験が行われ、全担当教員の協議により評価し、単位を認定している。

各学部における卒業判定は卒業認定基準に基づいて各学部教授会でされている。

これらのことから、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されていると判断する。

5-3-3 成績評価等の正確性を担保するための措置（例えば、学生からの成績評価に関する申立て等が考えられる。）が講じられているか。

成績評価の正確性を担保するための措置として、基準・採点方法が履修規程及びシラバスに明示されている。また、学生便覧（平成18年度）3頁所載「問合せ」欄に「登録関係」の枠があり、そこに「成績について質問したい」とときには「教務学生課教務係」へ行き、「なるべく早期に照会する（担当教官に質問してもよい）」とある。すなわち、学生が成績評価について質問や申立てをする場合には、教務学生課学生係又は担当教員に照会し、担当教員は当該学生の成績を速やかに調査し、結果を学生に伝えることとなっている。

これらのことから、成績評価等の正確性を担保するための措置が講じられていると判断する。

<大学院課程>

5-4-1 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、目的とする学問分野や職業分野における期待にこたえるものになっているか。

大学院は、「沖縄文化が造りあげてきた個性の美と人類普遍の美を追究すること」という建学の理念に則り、大学院学則第1条にあるように、「高度な芸術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて芸術文化の創造及び発展に寄与すること」を目的として設立された。

造形芸術研究科及び音楽芸術研究科においては、教育の目的に沿って、必修科目である専門の研究を中心に、関連する講義、演習又は実技の選択科目を合計30～32単位以上修得し、必要な研究指導を受けた上で、修士論文、修士作品又は修士演奏の審査及び最終試験に合格することが修了要件であり、修了すれば規定により修士（芸術）の学位が授与される。

芸術文化学研究科においては、必修科目である「芸術表現総合比較研究Ⅰ」2単位と選択科目2科目8単位以上を修得し、必要な研究指導を受けた上で、博士論文の審査及び最終試験に合格することが修了要件であり、修了すれば規定により博士（芸術学）の学位が授与される。

これらのことから、教育課程が体系的に編成されており、目的とする学問分野や職業分野における期待にこたえるものになっていると判断する。

5-4-2 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

造形芸術研究科及び音楽芸術研究科では、大学院学生は指導教員の研究室に所属し、その研究指導を受ける。研究の内容は、それぞれの専門の実技である修士作品、あるいは修士演奏、又は修士論文執筆である。修士課程修了のために必要とされる単位数は造形芸術研究科比較芸術学専攻及び音楽芸術研究科音楽学専攻が32単位、他は30単位であり、その大部分は専門科目に属している。

芸術文化学研究科では、大学院学生は指導教員から、博士論文執筆を中心とする研究の指導を受ける。後期博士課程修了に必要な最低単位数は10単位であり、大学院学生は集中して専門分野の研究に従事することができる。

これらのことから、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-4-③ 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究活動の成果を反映したものとなっているか。

芸術系大学の大学院課程である造形芸術研究科及び音楽芸術研究科の実技系科目においては、学士課程と同様、教員1人対学生1人の個別指導が大きな比重を占めており、個々の教員の制作あるいは演奏の能力が提示されなければ、説得力のある指導はできない。このため、多数を占める実技担当教員一人一人の制作及び演奏の成果を常に確認しておくことが修士課程の授業を円滑に実施するための不可欠の前提となっている。このため授業担当者となっているすべての教員の研究活動が公表され、確認できるようになっている。

これらのことから、授業の内容が、実技系における制作・演奏を含む研究活動の成果を反映していると判断する。

5-4-④ 単位の実質化への配慮がなされているか。

修士課程では、理論系以外の多くの専攻において、修了に際して必要な授業科目中の実技科目の単位数が多く、さらにそれ以外に修士作品または修士演奏が義務づけられている。したがって修了のためには多くの時間を制作及び演奏に割くことが求められており、大学院生は多くの時間を自習に割いている。理論系の専攻の学生、及び後期博士課程のすべての学生は理論分野の学習・研究に集中することが必要であり、課程修了のために長時間の自習を行っている。

これらのことから、大学院においては、単位が実質化されていると判断する。

5-4-⑤ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

該当なし

5-5-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。（例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用等が考えられる。）

造形芸術研究科においては、生活造形、環境造形、比較芸術学の3専攻の下に配置された7専修ごとに、その特性に対応して、必修・選択・自由の3区分、及び実技・講義・演習の3授業形態が設定され、実技の授業には1対1方式が多く組み込まれている。

音楽芸術研究科においては、舞台芸術、演奏芸術、音楽学の3専攻の下に置かれた7専修ごとに、その特性に対応して、実技・実習・講義・演習の4授業形態が設定されている。その他に各専攻共通科目が置かれ、講義・実技・演習の3形態が設定され、実技の授業は1対1あるいは少人数方式で行われている。

芸術文化科学研究科は、博士論文の作成の指導を目的としており、必修科目で単位付与をとまなわない「研究指導」に加えて、必修科目で演習の「芸術表現総合比較研究Ⅰ」を含む10単位以上を修得することになっており、24開講科目中23科目が講義、1科目が演習である。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-5-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

造形芸術研究科のシラバスの内容は、授業概要とねらい、授業計画・方法、履修上の留意点（授業以外の学習方法を含む）、成績評価の方法・基準、教科書・参考文献等であり、音楽芸術研究科のシラバスの内容は、科目の概要・目標、指導計画・方法、評価方法、教材・参考文献（声楽専修は修士演奏プログラム）等である。芸術文化学研究科のシラバスの内容は、授業概要とねらい、授業計画・方法、履修上の留意点、成績評価の方法、教科書・参考文献（作品）等である。いずれも履修に必要な幅広い目配りがなされ、活用されている。

これらのことから、適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-5-③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-6-① 教育課程の趣旨に沿った研究指導が行われているか。

修士課程では、「広い視野に立って精深な学識と技術を研究せしめ、芸術の各分野における高度な専門能力を養成するものとする」（大学院学則第2条第2項）という教育目的を踏まえ、造形芸術研究科及び音楽芸術研究科において、専攻・専門に適合した実技・講義・演習等の形態を運用し、学生自ら選択した研究室の指導教員及び担当教員が1対1の授業方式によってきめ細かい個別指導を実施している。

後期博士課程では「芸術文化に関する高度な理論を教授研究し、芸術文化についての幅広い識見及び自立して研究活動を行うに必要な高度の能力を有する研究者を養成するものとする」（大学院学則第2条第3項）という教育目的を踏まえ、芸術文化学研究科において、学生自ら選択した研究室の指導教員による個別的な働きかけと自主的な研究活動の展開を通じて博士学位取得を指導している。

これらのことから、教育課程の趣旨に沿った研究指導が行われていると判断する。

5-6-② 研究指導に対する適切な取組（例えば、複数教員による指導体制、研究テーマ決定に対する適切な指導、TA・RA（リサーチ・アシスタント）としての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練等が考えられる。）が行われているか。

造形芸術研究科では、実技の授業において主たる指導教員は1人であり、音楽芸術研究科においても主たる実技の指導教員は1人である。

しかしながら、造形芸術研究科では、授業科目によっては指導教員以外の教員の指導が行われており、音楽芸術研究科では指導教員と担当教員による研究指導体制がとられている。また、両研究科のシラバスにおいては、2人以上の教員によって担当されている授業科目が少なくない。

芸術文化学研究科においても指導教員と担当教員とが一致している場合だけではなく、分離している場合も存在している。

このように大学院においては、複数教員による指導体制が多く導入されている。

TA及びRA制度については、平成18年4月、大学院学生に対し「教育的配慮の下に教育補助業務を行わせ、大学教育の充実及び大学院学生が将来指導者等になるためのトレーニングの機会を提供すること」及び「教員が行う研究プロジェクト等に研究補助者として参画させることにより、研究体制の充実・強化

を図るとともに、当該学生の研究遂行能力の育成を図ること」を目的とする、「沖縄県立芸術大学ティーチング・アシスタント取扱要領」及び「沖縄県立芸術大学リサーチ・アシスタント取扱要領」が制定された。その後、TAについては、平成18年9月から造形芸術研究科において5人の候補者から1人を選抜して実務担当者として配置した。また、RAについては附属研究所で配置を準備している。

これらのことから、研究指導に対する適切な取組が行われていると判断する。

5-6-③ 学位論文に係る指導体制が整備され、機能しているか。

大学院には、造形芸術研究科、音楽芸術研究科、芸術文化科学研究科の3研究科が設置されているが、学位授与の対象となる研究成果は、芸術系以外の研究科とは異なる。すなわち、沖縄県立芸術大学大学院学則第22条の2によれば、「大学院における教育は、授業科目の授業及び学位論文等（博士論文、修士論文又は修士作品・修士演奏）に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行う」とあるように、修士課程においては、学位論文以外に、修士作品及び修士演奏という実技系の創造的活動の成果が学位授与の対象となっている。

修士作品・修士演奏につながる実技科目については、1対1あるいは少人数方式の授業を中心に、きめ細かい個別指導が実施されている。こうした指導方法は修士学位論文及び博士学位論文の場合にも貫かれている。

これらのことから、学位論文に係る適切な指導体制が整備され、機能していると判断する。

5-7-① 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

教育の目的は沖縄県立芸術大学大学院学則第1条「目的」及び同第2条の1、2及び3「大学院の課程」に明記されている。

成績評価基準は同第27条「成績の評価及び単位の授与」に明記されている。修了認定基準は同第28条第1項の1「修士課程の修了要件」、第28条第1項の2及び第28条第2項の「博士課程の修了要件」、関連して学位の授与は第29条の第1項及び第2項にわたる「学位の授与」にそれぞれ明記されている。

大学院学則は学生便覧（平成18年度）にすべて掲載されている。

また、大学院学則の理解の上で必要な事項は、大学院造形芸術研究科履修案内（平成18年度）、音楽学部・大学院（修士課程）音楽芸術研究科履修案内、大学院芸術文化科学研究科履修便覧にも掲載され、平明に解説されている。

これらのことから、成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されていると判断する。

5-7-② 成績評価基準や修了認定基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

大学院における成績評価については、基準に基づいて、試験及び出席・学修状況等を総合し、4段階評価で行われ、多くの場合、複数の教員で協議の上決定されている。また、単位認定、修了認定については、各研究科委員会において履修単位数、修士論文・作品・演奏又博士論文の審査結果を基に適切に判定を行っている。

これらのことから、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されていると判断する。

5-7-③ 学位論文に係る適切な審査体制が整備され、機能しているか。

大学院における学位授与は、博士學位論文、修士學位論文だけではなく、修士作品・修士演奏によっても行われている。

従って、學位論文審査は、修士課程においては、學位論文、修士作品及び修士演奏の審査を意味している。

修士論文等の審査体制については、大学院造形芸術研究科履修案内（平成18年度）所載の履修要項9「修士作品又は修士論文の審査及び最終試験」、音楽学部・大学院（修士課程）音楽芸術研究科履修案内所載の履修要領5「修士演奏又は修士論文・修士作品」、同6「修士演奏又は修士論文・修士作品の審査及び最終試験」に説明がある。

博士論文については大学院芸術文化科学研究科履修便覧所載のIX「芸術文化科学研究科学位論文（課程博士）審査規則」、同X「課程博士の学位申請に関する申し合わせ」に詳細が明記されている。

これらのことから、學位論文に係る適切な審査体制が整備され、機能していると判断する。

5-7-④ 成績評価等の正確性を担保するための措置（例えば、学生からの成績評価に関する申立て等が考えられる。）が講じられているか。

成績評価の正確性を担保するための措置として、基準・採点方法が履修規程及びシラバスに明示されている。また、学生便覧（平成18年度）3頁所載「問合せ」欄に「登録関係」の枠があり、そこに「成績について質問したい」とときには「教務学生課教務係」へ行き、「なるべく早期に照会する（担当教官に質問してもよい）」とある。すなわち、学生が成績評価について質問や申立てをする場合には、教務学生課学生係又は担当教員に照会し、担当教員は当該学生の成績を速やかに調査し、結果を学生に伝えることとなっている。

これらのことから、成績評価等の正確性を担保するための措置が講じられていると判断する。

<専門職大学院課程>

該当なし

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 学部における卒業制作、卒業演奏と卒業論文、大学院修士課程における修士作品、修士演奏と修士論文、及び大学院後期博士課程における博士論文を作成するために、学生・大学院生一人一人に対するきめ細かい指導が実施されている。
- 大学の特色の一つである音楽学部琉球芸能専攻では、琉球芸能に対する学生の理解を一層深めるため、専門実技以外に、西洋音楽理論などの幅広い諸科目を配置している。

基準6 教育の成果

6-1 教育の目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。

【評価結果】

基準6を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

6-1-① 大学として、その目的に沿った形で、教養教育、専門教育等において、課程に応じて、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

大学として養成しようとする人材像、学士課程及び大学院課程における教育方針を踏まえ、第一に、平成14年度から平成18年度の各年度にわたり、美術工芸・音楽両学部・各専攻で、学生の達成状況を常に検討・評価し、教養教育及び専門教育について科目区分・授業科目の変更を中心とするカリキュラム改革を実施している。

第二に、芸術大学固有の達成度評価として、美術工芸・音楽の両学部の卒業生及び大学院修士課程の修了生ともに、学外の競争的審査、すなわち展覧会やコンクールへの参加とそこでの入選・入賞を重視している。

これらのことから、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像についての方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われていると判断する。

6-1-② 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位取得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

最近5年間の卒業率は、それぞれ4年前の入学人数を母数として算出すれば、美術工芸学部では、平成10年度入学生が83%であるのを除き、いずれも90%台であり、音楽学部では、平成9年度入学生が80%であるのを除き、いずれも90%台である。大学院修士課程の修了率は、過去5年間平均で、造形芸術研究科が93.1%、音楽芸術研究科が94.6%となっている。

なお、最終学年を除き修得が義務づけられている年間最低20単位に達しない学生が、平成12年度から16年度にかけての5年間に美術工芸学部で82人（1年度平均16.4人）、音楽学部で41人（1年度平均8.2人）存在している現状については検討する必要がある。

また、芸術系の大学において、教員免許状や学芸員資格の取得は、必ずしも学生に付与されるべき能力とは見なし得ないが、芸術活動を持続していく条件の一つであり、この意味では教育の成果を測定する参考的指標である。平成16・17年度の教員免許状資格者は、それぞれ4年前の入学人数を母数として算出すれば、両学部を通じて51%・30%であり、大学院修士・後期博士課程については33%・37%である。また美術工芸学部における学芸員資格取得者は、23～24%となっている。

さらに、学生・卒業生のコンクール入選・入賞一覧、第17回沖縄県立芸術大学卒業・修了作品図録、美術工芸学部美術学科芸術学専攻卒業論文要旨及び大学院造形芸術研究科比較芸術学専攻修士論文要旨、音楽学部音楽学専攻卒業論文要旨及び大学院音楽芸術研究科音楽学専攻修士論文要旨、大学院芸術文化学研

究科博士学位論文（芸術学）論文要旨・論文審査用要旨も提示されており、それぞれ教育の成果を反映している。

これらのことから、教育の成果や効果は上がっていると判断する。

6-1-③ 学生の授業評価結果等から見て、大学が編成した教育課程を通じて、大学の意図する教育の効果があつたと学生自身が判断しているか。

芸術系大学としては、芸術活動の個別的表現を尊重し、1対1の個別指導あるいは少人数教育を中心に置いており、教育効果に対する学生自身の判断は、教員が学生と日常的に頻繁に行っている意見交換を通じて自ずと把握・認識することが可能であると考えている。したがって、大学は、現状においても、学生の意見は、教育内容に確実に反映されているとみなしている。

ただ、芸術系大学固有の日常的な個別指導を通じて教育の効果に対する学生自身の判断を教員が把握することは可能であるとしても、そのことを第三者に理解させるために必要な客観的根拠のある説明が不足している。また、現状とは別個の形態によって教育の効果に対する学生の意見を聴取することについても検討する必要がある。

これらのことから、当該大学は、芸術系大学固有の仕方により、教育効果に関する学生の意見を把握していると判断する。

6-1-④ 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

芸術系の当該大学では、学部を卒業する学生の中で、進学希望者の比率が高く、とくに音楽学部においてその傾向が顕著である。資料「進学・就職率」によれば、美術工芸学部では、平成14、15、16年度の卒業生中に占める進学希望者率は27%、40%、27%である。また、音楽学部では、53%、52%、46%となっている。就職率は、美術工芸学部では、29%、29%、65%であり、音楽学部では、17%、59%、65%であり、近年上昇している。

大学院修士課程修了者においては、造形芸術研究科で、進学希望者数が、平成14、15、16年度の場合非常に少なく、1人、3人、0人となっており、他方、就職率が36%、67%、100%となっている。音楽芸術研究科においても同様の傾向があり、進学希望者数は、平成14、15、16年度の場合2人、3人、5人となっており、他方、就職率は38%、50%、67%となっている。

学部から大学院修士課程に進み、修士課程修了の段階で就職するという傾向は学部卒業生の志向性の特徴として理解される。大学院修士課程修了時の就職率は必ずしも高くはないが、近年上昇傾向にある。

これらのことから、就職や進学それぞれについて芸術系大学固有の状況が見られるものの、近年においては、定量的な面も含め、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-⑤ 卒業（修了）生や、就職先等の関係者から、卒業（修了）生が在学時に身に付けた学力や資質・能力等に関する意見を聴取するなどの取組を実施しているか。また、その結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

卒業生・修了生や就職先等の関係者から、卒業生（修了生）が在学時に身に付けた学力や資質・能力等に関する意見を聴取するなどの取組は、組織的には行われていない。

しかしながら、様々な形で、卒業生（修了生）が在学時に身に付けた学力や資質・能力等が社会的に評

価される機会はある、その結果から、教育の成果や効果について把握することが可能となっている。

美術工芸学部・造形芸術研究科及び音楽学部・音楽芸術研究科において卒業生・修了生が多数のコンクールに入選・入賞している。美術工芸学部関係では、絵画、彫刻、工芸、芸術学の四つの分野において、また、音楽学部関係では、ピアノ、作曲、器楽・管打楽、声楽、琉球古典音楽、琉球芸能の六つの分野において、多数の入選・入賞例が挙げられている。

たとえば、美術工芸学部美術学科絵画専攻の状況は以下の通りである。平成12～16年度の5年間に同専攻では47人が学部を卒業し、関連する造形芸術研究科環境造形専攻・絵画専修では19人が修了し、合計66人、重複を除くと55人が卒業・修了している。このうち11人の制作になる作品22点が卒業・修了後、県内外のコンクールで入選し、その中の8点が受賞している。また、平成11年度以前の卒業・修了生中6人が入選している。

また、音楽学部では、「国立劇場おきなわ」第1期研修生合格者10人のうち6人が、同学部音楽学科琉球芸能専攻の出身者であり、在学中習得した技芸が十分に発揮されていたとの評価が寄せられている。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準6を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

- 1学年に20単位以上を修得できなかった学生が毎年一定数存在している現状について検討する必要がある。

基準 7 学生支援等

- 7-1 学習を進める上での履修指導が適切に行われていること。また、学生相談・助言体制等の学習支援が適切に行われていること。
- 7-2 学生の自主的学習を支援する環境が整備され、機能していること。また、学生の活動に対する支援が適切に行われていること。
- 7-3 学生の生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【評価結果】

基準 7 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

7-1-① 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

入学時に2日間にわたり、大学案内、学生便覧、履修便覧、シラバス等を示しながら新入生に授業科目や専門・コースの選択について説明しており、各専攻においても入学時及び各学年開始時に独自のオリエンテーションを実施している。音楽学部では、過年度生に対しても実施している。

これらのことから、ガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-1-② 学習相談、助言（例えば、オフィスアワーの設定等が考えられる。）が適切に行われているか。

美術工芸学部芸術学専攻ではオフィスアワーを設置し、学生に活用されている。美術工芸学部及び音楽学部ともその他の専攻ではオフィスアワーを設定していないが、それに代わる実質的な学生相談をそれぞれ全学部規模で行っている。

美術工芸学部では、芸術学専攻を含む同学部の五つの専攻すべてについて、助手を除くすべての専任教員（30人）が参加し、担当教員1人と相談員2人、合計3人が一組となって、学生1人1人を受け持っている。造形芸術研究科及び芸術文化科学研究科の学生に対しても担任教員と相談員が配置されている。研究生及び科目等履修生に対しては担任教員1人ずつが配置されている。担任教員や学生相談員は、学習や生活全般について日常的に相談に応じ、指導・助言している。

音楽学部では、平成16年度以前は、基本的には、実技指導教員が担任教員として相談に当たっていたが、平成17年度以降は、学部に修学支援室を置き、音楽学専攻1人、声楽専攻1人、器楽専攻2人、琉球芸能専攻2人、合計6人の専任教員をアドバイザーとして配置し、単位履修、講義や授業等への疑問の相談に当たっている。

これらのことから、学習相談、助言が適切に行われていると判断する。

7-1-③ 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

美術工芸学部では学生1人1人を受け持つ担当教員及び相談員が、音楽学部では修学支援室のアドバイザーがそれぞれ学習相談を通じて学生の修学上のニーズを把握している。また、両学部ともに、少人数教育、特に実技の個人レッスンを通じて形成されている教員と学生間のコミュニケーションが修学上のニーズ把握にとって有用である。

これらのことから、学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されていると判断する。

7-1-④ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-1-⑤ 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、社会人学生、障害のある学生等が考えられる。）への学習支援が適切に行われているか。

留学生に対しては、事務局配置の嘱託員としての国際交流コーディネーター（1ヶ月16日以下の勤務）及び教員が兼任する留学生アドバイザーが、留学生の相談に当たるほか、平成17年度後期から学生の担当するチューター制度を実施している。

国際交流コーディネーターは、留学生受け入れに関する手続の支援やその他再入国手続の支援、各種の生活上の相談、留学生派遣、書類等の翻訳業務、イベントや取り組みのコーディネートなどに従事する。

留学生アドバイザーは専任教員が当たり、修学上及び福利厚生等に関する指導・助言を行う。

平成18年度の学生チューターとしては、音楽学部声楽専攻4年生が外国人学部生1人を、芸術文化研究科学生1人が外国人大学院生2人を担当している。

また、留学生の日本語力強化のため、平日午前中に日本語セミナーを実施している。

これらのことから、留学生に対する学習支援は適切に行われていると判断する。

7-2-① 自主的学習環境（例えば、自習室、グループ討論室、情報機器室等が考えられる。）が十分に整備され、効果的に利用されているか。

実習室等の専用施設は狭く、学生が十分満足するものではないが、福利厚生棟2階や一般教育棟、各学部の指定した部屋などを提供するとともに、21時まで教室などの施設使用を認めている。このように、専用の施設及び機器・設備の整備は十分とは言えないが、自主的学習のほとんどを占める実技学習に対して、可能な限り実習室等を開放している。

ただ、実技・実習への十分な支援を期する大学側の懸命の努力にもかかわらず、学生の側からすれば、自主的学習への旺盛な意欲は満たされておらず、空きスペースの更なる活用、図書館の土日開館、インターネット設備の土日利用などへの要求が強い。

これらのことから、自主的学習環境はおおむね整備されているが、利活用のための一層の努力が必要であると判断する。

7-2-② 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

学生の課外活動が円滑に行われるように、学生自治会は役員6人を置き、大学側と協議し、平成18年度には、音楽学部の授業としてのオペラ公演準備における学生の授業時間外負担を解消し、かつ美術工芸学部学生の授業としての参加を可能とする共通科目授業「オペラ制作演習」A・Bを開設させるなど、有用な活動を展開している。大学は大学祭への経費拠出など自治会の支援を行うとともに、サークル活動にも施設の利活用承認や教員の指導などを通じて支援を行っている。

これらのことから、支援が適切に行われていると判断する。

7-3-① 学生の健康相談、生活相談、進路相談、各種ハラスメントの相談等のために、必要な相談・助言体制（例えば、保健センター、学生相談室、就職支援室の設置等が考えられる。）が整備され、機能しているか。

保健室の設置と頻度の高い利用、嘱託学校医（月2回）、嘱託保健師（月16日勤務）の配置、学生定期

健康診断の実施とその受診率の高さ（平成17年度98%）、美術工芸学部学生の実習中の負傷への留意とそのためのガイダンス実施、指導教員の配置など、学生の健康をめぐる対応は非常に適切である。

心の健康の相談窓口として学生相談室を設け、嘱託の臨床心理士によるカウンセリングを実施するとともに、兼任教員（心理学）をカウンセリングアドバイザーとして配置している。学生のメンタルケアに対する大学の対応は適切である。

各種ハラスメント防止については、ハラスメント防止委員会規程、セクシュアル・ハラスメント防止規程、セクシュアル・ハラスメント防止等のために教職員が認識すべき事項についての指針、セクシュアル・ハラスメントに関する苦情相談対応要領など、関連規程・指針・要領などが周到に整備されている。

就職支援に対しては、就職委員会を年5回開催し、事務局ロビーに就職に関する学生コーナーを設置し、求人票、企業資料パンフレット、就職情報検索のためのインターネット端末などを設置しているが、十分な支援が行われているとはいえない。

これらのことから、就職支援については十分とはいえないが、学生の健康、生活、進路、各種ハラスメントなどに関する必要な相談・助言体制は整備され、機能していると判断する。

7-3-② 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、障害のある学生等が考えられる。）への生活支援等が適切に行われているか。

留学生には、嘱託員としての国際交流コーディネーター、兼任教員が担当する留学生アドバイザー及び各専攻の留学生担当教員の配置、日本人学生によるチューター制度の実施、教務学生課の担当職員による支援、私費外国人留学生の授業料減免などが行われている。

しかし、現在までに障害のある学生が在籍していないという事情もあり、管理・一般教育棟、音楽棟、奏楽堂、陶芸棟、染織棟の5棟については、障害のある学生を考慮したバリアフリー化がされておらず、器具やソフト面がほとんど整備されていない。

これらのことから、バリアフリー化への対応支援は不十分であるが、留学生への生活支援等が行われていると判断する。

7-3-③ 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

美術工芸学部では、担当教員1人と相談員2人、合計3人が一組となって、学生1人1人を受け持ち、教育や生活全般について日常的に相談に応じ、指導・助言している。

美術学部及び音楽学部では、少人数教育、特に実技の個人レッスンを通じ教員と学生間のコミュニケーションが形成されている。

これらのことから、生活支援等に関する学生のニーズが把握されていると判断する。

7-3-④ 学生の経済面の援助（例えば、奨学金（給付、貸与）、授業料免除等が考えられる。）が適切に行われているか。

経済的支援として、授業料・聴講料・入学料・学位論文審査料の免除又は減額、日本学生支援機構奨学金貸与、沖縄県立芸術大学振興財団はじめ7機関からの奨学金給付又は貸与がある。

これらのことから、学生の経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準7を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 学生定期健康診断受診率（平成 17 年度）98%という達成はきわめて高い水準であり、学生の健康を守る体制が整備されているとともに健康に対する学生の自覚が非常に高いことを物語っている。

【改善を要する点】

- 音楽棟ほか4棟については、障害のある学生を考慮したバリアフリー化がされておらず、器具やソフト面がほとんど整備されていない。

基準 8 施設・設備

- 8-1 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、有効に活用されていること。
- 8-2 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に応じて、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他教育研究上必要な資料が系統的に整備されていること。

【評価結果】

基準 8 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 8-1-① 大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備（例えば、校地、運動場、体育館、講義室、研究室、実験・実習室、演習室、情報処理学習のための施設、語学学習のための施設、図書館その他附属施設等が考えられる。）が整備され、有効に活用されているか。

校地面積は、第1キャンパス13,038㎡、第2キャンパス16,515㎡、第3キャンパス10,874㎡、合計40,427㎡であり、大学設置基準面積の8.3倍となっている。運動場は5,446㎡で、第2キャンパスの中に整備されている。校舎面積は27,787㎡であり、大学設置基準面積の3.4倍となっている。

美術工芸学部の施設としては、デザイン・彫刻棟、美術棟、陶芸棟（実習棟）、作業室棟、陶芸棟（校舎）、染織棟、引染作業室棟、金工・木工棟、藍染め工房が整備されている。

美術工芸学部校舎のうち、開学時に既設施設を改装・転用したデザイン・彫刻棟、染織棟、陶芸棟は、建築後39年を経て老朽化が目立ち、建物耐力度数値も非常に低く、天井がすでに剥落したため防護網を設置するなどの応急措置を施している場所も見られる。

音楽学部の施設としては、音楽棟がある。

共通施設としては、管理棟・一般教育棟、体育館、福利厚生棟がある。

美術工芸学部、音楽学部、造形芸術研究科、音楽芸術研究科及び芸術文化科学研究科の講義室、演習室及び実習室等、大学設置基準第36条第1項から第4項の対象施設は、すべて設置されている。また、大学設置基準第36条第5項の対象施設である体育館及び福利厚生施設も設置されている。同項の対象施設である講堂は、以下に言及する奏楽堂が機能面でこれに代替している。

一般教育棟は午前には教養教育としての総合教育・共通科目の授業に、午後は専門課程の理論系科目の授業に使用され、稼働率は極めて高く、専門課程の専用講義室及び実技関連の実習室等も少人数教育が基本となっているため、稼働率が非常に高い。

他に、大学設置基準には掲げられていないが、共通施設であり、教育研究の特色を体現するものとして、奏楽堂、附属図書・芸術資料館、陶芸登窯、附属研究所がある。奏楽堂は遮音構造の壁・床・天井で構成された客席390席のホール・附属の練習室・講義室からなり、音楽教育における舞台・演奏実技の実践教育に効果を発揮するとともに、演奏会等を通じて住民との交流に寄与している。附属図書・芸術資料館には、常設展示室・企画展示室が設置され、美術工芸学部が教育成果としての制作作品の展示及び学生の自発的発表の場として活用するとともに、また、住民との交流にも活用している。

設備のうち、芸術系大学の特色に対応するものとしては、彫刻機器、版画用機器、染織機器、洋楽・琉球芸能の楽器・舞台衣装などの教育用機器がある。また、作曲、試演、ビデオ編集、グラフィックス及びDTP支援等水準の高いコンピュータ機器、デジタルアートクリエイター育成事業用マルチメディア機器

などを具備している。

情報機器・設備としては、コンピュータ教室、大学院研究室、LL教室、附属図書・芸術資料館閲覧室及び学生資料室兼用の管理棟1階ロビー等に、総計100台のパソコンを配備している。他に視聴覚教育用として35台のパソコンを具備している。

その他、学内LAN・附属研究所・図書館システム用サーバー、入試・学籍・成績管理用システム、事務局用端末など、教育研究・管理運営用のコンピュータを配置している。

音楽棟ほか4棟にはエレベーター・スロープなど、バリアフリーが講じられていない。

これらのことから、施設・設備は老朽化等の問題があるが、有効に活用されていると判断する。

8-1-② 教育内容、方法や学生のニーズを満たす情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されているか。

情報ネットワークは、主要な施設・設備が配置されている第1及び第2キャンパスに、学内ネットワークと事務局システムの県庁ネットワークが設置されている。また、附属研究所及び各教員の研究室等がある第3キャンパスには、WWWサーバー、メールサーバー及びファイルサーバーを設置して内部的なネットワークとし、学外へは民間プロバイダに接続している。

しかしながら、第1及び第2キャンパスの学内LAN環境は低速であり、インターネットの接続やメールの送受信に時間がかかる。また、情報管理職員が配置されていない。

これらのことから、情報環境の整備は十分ではないと判断する。

8-1-③ 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されているか。

施設・設備の維持管理は、根幹となる部分については、沖縄県条例・規則等に基づき、事務局総務課で一括して担当している。奏楽堂については、奏楽堂管理運営規程がある。附属図書・芸術資料館については、附属図書・芸術資料館運営規程を定め、利用案内を大学ウェブサイトにより学内外に広報するとともに、学年初めには、図書館案内パンフレットにより学生に伝えられている。

これらのことから、施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されていると判断する。

8-2-① 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されているか。

附属図書・芸術資料館における図書・芸術資料は、平成17年3月末現在で、和書・洋書75,387冊、AV資料6,693点、芸術資料105点、卒業・修了作品192点等であり、量的には適切な水準をもつ。芸術資料中には国指定重要文化財である鎌倉芳太郎収集資料など質的に優れたものを包含している。閲覧席は42席である。図書検索用パソコン9台、CD-ROM専用検索機器、視聴覚機器及びマイクロリーダーなどが整備されている。図書・雑誌等は大学ウェブサイトからOPACシステムによる検索が可能であり、学外との横断検索サービスも行われている。平成16年度における附属図書・芸術資料館の図書等の貸し出し総件数は8,142件、学生1人当たり貸し出し件数は11.7冊となっている。

しかし、附属図書・芸術資料館の土日開館が未導入であるなど、施設・設備の有効な活用への配慮が不十分であり、また図書・資料を管理する専任の司書及び学芸員が配置されていない。

これらのことから、教育研究上必要な資料が系統的に整備されているが、活用が十分でないと判断する。

以上の内容を総合し、「基準8を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 奏楽堂は音楽教育における舞台・演奏の実技に効果を発揮しており、附属図書・芸術資料館は、学生の作品展示及び自主的発表の場としても活用されるとともに、地域社会住民との交流や教育成果の学外公開にとって有用である。

【改善を要する点】

- 美術工芸学部の中の3棟は、建築後39年を経て老朽化が目立つ。
- 学内IT環境が不十分である。情報管理専門職員が配置されていない。
- 学生の自主的な学習と市民の利用を支援する上で、図書館の有効活用への配慮が不足している。図書・資料を管理する専任の司書・学芸員が配置されていない。

基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

- 9-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。
- 9-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

【評価結果】

基準 9 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

9-1-① 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

教育活動の実態を示す資料のうち、学生自身の成果物は、芸術系大学の特性に基づき、実技系と理論系の二つに区分される。

美術工芸学部実技系では、専門課程の授業の成果は、課題作品とその制作過程の映像記録が保存され、大学案内や大学ウェブサイトに掲載されるとともに、卒業制作展については図録が公刊されている。同学部理論系では、卒業論文、そのレジュメ、音声・映像記録及び論文要旨集が保存されている。

音楽学部実技系では、対外的な定期公演、定期演奏会、学内での演奏会、卒業演奏会、作品試演会が、奏楽堂あるいは外部のホールで開催され、必ず録音・録画される。これらの記録は音楽資料管理室で保存され、利用したい学生に提供されている。同学部理論系では、音楽学専攻音楽学コースが論文集『ムーサ』を刊行しているほか、卒業論文発表会を経て、その要旨集が刊行されている。

教員の教育研究成果については、平成12年度に自己点検・評価が実施され、その結果が同13年度に『自己点検評価報告書』として刊行され、事務局に保存されている。また、平成18年度には、「教育内容と関連する代表的な研究活動等」と題する文書及び教員別の詳細な授業改善記録が作成されている。

これらのことから、教育活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積していると判断する。

9-1-② 学生の意見の聴取（例えば、授業評価、満足度評価、学習環境評価等が考えられる。）が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

芸術系大学として芸術活動の個別的表現を尊重し、教員と学生の1対1の対応を重視しており、個人又は少人数による授業形態を維持している。教員は、常に学生の学習状況に即して対応を行い、学生の意見聴取や学生との意見交換も頻繁に行われている。

美術工芸学部における学生の制作発表や音楽学部における学生の演奏の結果は、いずれも公開の会場で開催され、教育の状況を直接に反映しており、教員に自己点検・評価の資料を提供している。

音楽学部では、これに加え、教務委員会が主催する全学生対象のオリエンテーションにおいて、履修登録や施設利用に関すること等の学生の要望を聴取しており、すでいくつかの修学環境改善が実施された。

平成18年度に実施された自己評価に際して作成された教員別の詳細な授業改善記録は、平成12年度実施の自己点検・評価以来最近に至る間、各教員が学生の意見聴取、制作発表・演奏等を踏まえ、各専攻会議での審議を経て行ってきた授業改善を集成したものである。

これらのことから、学生の意見の聴取が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されていると判断する。

9-1-③ 学外関係者（例えば、卒業（修了）生、就職先等の関係者等が考えられる。）の意見が、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

卒業（修了）生、就職先等の関係者等の学外関係者の意見を直接的に反映する組織的活動は行われていないが、学内外で行われる展覧会や演奏会では、学外の専門家や卒業生が来場し、学生の制作物や演奏に即して教育の状況に関する意見を聴取し、自己点検・評価の手がかりを得ている。

これらのことから、学外関係者の意見が、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されていると判断する。

9-1-④ 評価結果を教育の質の向上、改善に結び付けられるようなシステムが整備され、教育課程の見直しや教員組織の構成への反映等、具体的かつ継続的な方策が講じられているか。

教育方法は個別指導で実施されている。教員1人対学生1人の間で行われる個別指導方式の教育を通じて把握された学生の意見等を踏まえ、専攻・コース単位での協議が行われ、継続的に改善が施されている。専攻・コース単位での改善は、小規模校でもあり教員数も少なく実施しやすい体制となっている。

具体的には、専攻に所属する全専任教員で構成される専攻会議が一月に一回程度開催され、教育関係の各種委員会に諮る原案を取りまとめ又は事前審査している。例えば教務委員会に諮るカリキュラム改正原案等も専攻会議で審議される。また、所属学生の動向に関すること、又は修学上の問題なども専攻会議で扱われる。

これらのことから、評価結果を教育の質の向上、改善に結び付けられるようなシステムが整備され、具体的かつ継続的な方策が講じられていると判断する。

9-1-⑤ 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

教育活動に対する全学的な自己点検・評価が平成12年度に行われ、平成13年度にはその報告書が刊行された。その後音楽学部では、この自己点検・評価の結果、抽出された問題点や課題を、平成13年度及び14年度の2度にわたり、報告書にまとめている。こうした取り組みに基づいて、音楽学部では平成18年度に大幅なカリキュラム改正が行われた。また、この間、美術工芸学部においても音楽学部の取組体制とは異なるものの、以下に見るように、専攻会議を通じて対応策を講じてきた。

平成18年度実施の自己評価に際して作成された教員別の詳細な授業改善記録は、平成12年度実施の自己点検・評価以来最近に至る間、両学部の個々の教員が、学生の意見聴取等を踏まえ、専攻会議での審議を経て実施してきた授業改善を集成したものである。

これらのことから、個々の教員は、評価結果に基づいて、継続的改善を行っていると判断する。

9-2-① ファカルティ・ディベロップメントについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されているか。

教員1人対学生1人の間で行われる個別指導方式の教育を通じて把握された学生の意見等を踏まえ、専攻・コース単位では、専攻会議等を通じ、授業実施について教員相互の情報交換や意見交換が常に行われている。また、シラバスで明示されている複数教員による講評も授業改善に貢献している。新任教員に対しては、複数教員との協議やその助言の下に授業計画を立て授業を行っている。

これらのことから、芸術系大学固有の1対1の個別指導方式の教育を通じて、学生や教職員のニーズが

把握され、授業内容・方法を改善・向上させるための組織的取組としての、FDが実施されていると判断する。

9-2-② ファカルティ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

平成18年度実施の自己点検・評価に際し、平成12年度実施の自己点検・評価以来最近に至る間、教員一人一人が各専攻会議での審議を経て行ってきた授業改善の内容を集成し、教員別の詳細な授業改善記録を作成した。この授業改善記録では、例えば、以下のようなことが明らかにされている。音楽学部では、演奏試験の採点に際し、それぞれの教員が個々の学生へのコメントを記述して学生へ配布するという改革が行われ、それにより、学生とのコミュニケーションが深められるとともに、各教員が採点基準と指導の要点を熟慮し、また楽曲についてのより立入った準備を必要とするようになったという。このように教員別の詳細な授業改善記録を作成すること自体が授業内容・方法を改善・向上させるための組織的取組としてのFDとなっている。これを有効に利用することによって、全学的規模における授業改善のフィードバックシステム構築が可能となる。

これらのことから、FDが、教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

9-2-③ 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切になされているか。

教員1人対学生1人の個別指導を中心とする少人数教育方式を全面的に採用しているため、教育の実施組織自体が専攻・コースを基盤とする少人数から構成されている。従って、教員と助手や教育補助嘱託員との間でも教員と学生の間と同様に日常的に緊密な意思疎通が行われており、専任教員が教育力を発揮し、助手や教育補助嘱託員の教育活動の質の向上を促進することに繋がっている。訪問調査を通じて、両学部の大半の専攻の教育現場で、教員が助手や教育補助嘱託員と共同して学生指導に当たっている状況を確認した。なお、当該大学には、助手と教育補助嘱託員（技術嘱託員1人を含む）以外に教育支援者は配置されていない。

これらのことから、教育補助者に対して、その資質の向上を図るための日常的な活動が適切になされていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準9を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 美術工芸学部・造形芸術研究科学生の各種作品と制作過程の映像記録、図録、音楽学部と音楽芸術研究科学生の演奏の録音・録画、理論系専攻における卒業及び学位論文関係の記録など、教育活動の実態を示すデータが丁寧に保存されている。
- 教員一人一人の授業改善記録が作成・集積されており、全学的規模の評価・改善のフィードバックシステム構築の条件が整備されている。

基準 10 財務

- 10-1 大学の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること。
- 10-2 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。
- 10-3 大学の財務に係る監査等が適正に実施されていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

10-1-① 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。
 沖縄県を設置者とする公立大学であり、大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するために必要な校地・校舎・設備等の資産を有している。

10-1-② 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。
 授業料等の学生納付金、科学研究費補助金等の外部資金を確保するとともに、沖縄県の一般財源からの繰り入れにより、大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

10-2-① 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。
 沖縄県を設置者とする公立大学であるため、毎年度の歳入歳出予算については、沖縄県議会で審議・決定されている。
 学内においては、教授会及び学部・研究科の予算委員会で沖縄県の予算編成方針概要が説明され、大学内の予算要求・配分の承認を得ている。
 これらのことから、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されていると判断する。

10-2-② 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。
 沖縄県を設置者とする公立大学であるため、単年度での支出と収入は均衡していると判断する。

10-2-③ 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。
 教育研究事業費については、毎年安定した配分がなされ、各学部は、配分額を学部予算委員会において各専攻に配分している。また、施設整備費についても、所要額を確保している。
 これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

10-3-① 大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。
 沖縄県を設置者とする公立大学であるため、財務諸表は作成していない。

10-3-② 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

地方自治法に基づき、毎年度、沖縄県の監査委員による監査が行われている。この結果については、沖縄県のウェブサイトで公表されている。また、平成16年度には、公認会計士等による包括外部監査が書類審査と訪問調査により実施され、監査結果報告書として公表されている。

これらのことから、財務に対して、会計監査等が適正に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準10を満たしている。」と判断する。

基準 11 管理運営

- 11-1 大学の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。
- 11-2 管理運営に関する方針が明確に定められ、それらに基づく規定が整備され、各構成員の責務と権限が明確に示されていること。
- 11-3 大学の目的を達成するために、大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ、その結果が公表されていること。

【評価結果】

基準 11 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

11-1-① 管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、必要な職員が配置されているか。

管理運営組織は、学長、評議会、両学部教授会、大学院3研究科委員会及び各種全学委員会から構成され、部局長会が各組織間の連絡調整及び評議会等議題の原案作成等に従事している。

評議会を構成する評議員は、学長、各学部長、各大学院研究科長、各学部教授3人、附属図書・芸術資料館長、附属研究所長、学生部長及び事務局長である。

平成17年度の教員数は合計79人で、内訳は教授45人、助教授16人、専任講師9人及び助手9人である。その他非常勤講師は平成17年度実績で400人、教育補助嘱託員も平成17年度実績で15人が配置されている。

事務組織については、事務局長の下に教務学生課、総務課の2課が置かれている。平成17年度の事務・技術職員数は23人である。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っており、必要な職員が配置されていると判断する。

11-1-② 大学の目的を達成するために、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

学長の統括の下に評議会及びその準備に当たる部局長会が運営され、大学としての意思決定がなされている。重要事項のうち、事前に教授会等の審議に付す必要がある事項については、教授会等の審議決定を踏まえている。

しかしながら、重要事項決定に関する学長、評議会、全学委員会及び各学部教授会の関係が明確でないため、大学運営のあり方が学外から理解しにくい状況である。

これらのことから、おおむね効果的な意思決定が行える組織形態となっていると判断する。

11-1-③ 学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

学生のニーズについては、大学の規模が小さいという特性から、学生等の声として教員に伝わっている。

卒業（修了）生及び就職先関係者など学外関係者のニーズを組織的に把握する体制は整備されていないが、展覧会・演奏会などの機会を通じて卒業生や外部専門家の意見を聴取している。

教員のニーズについては、教授会及び研究科委員会を通じて、事務職員のニーズは、評議会・部局長会において把握されている。

これらのことから、学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握していると判断する。

11-1-④ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

該当なし

11-1-⑤ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

大学の管理運営に関わる教職員の資質向上については、事務職員の場合には、沖縄県による管理職を対象とした研修が行われている。教員はこの研修の対象外となっている。

公立大学協会総会、同学長会議、同事務局長会議、同九州沖縄地区協議会、同芸術系大学部会などの諸会議では、公立大学の管理運営に関する審議・学習が行われている。学長及び事務局長はこれらの会議にほぼ毎回参加している。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

11-2-① 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

大学の管理運営の基本に関わる方針は、学則第1章総則・第5節評議会及び教授会、評議会規程、美術工芸学部教授会規程、音楽学部教授会規程、造形芸術研究科委員会規程、音楽芸術研究科委員会規程及び芸術文化学研究科委員会規程等に明示されている。

管理運営に関わる組織の長の選考は、沖縄県立芸術大学学長選考規程をはじめとする人事所収の各組織の長の選考に関する規程に明記されている。

各教授会及び各研究科委員会の構成員及びその責務と権限、全学委員会等委員の選考及び責務と権限は、上述の各学部教授会規程及び各大学院研究科委員会規程のほか、学内諸規定に明記されている。

教員の採用方針は、昭和62年制定の沖縄県立芸術大学教員選考基準、平成17年制定の沖縄県立芸術大学教員選考規程及び沖縄県立芸術大学教員採用要綱に定められているほか、「沖縄県立芸術大学における教員の採用、昇任選考に係る指針及び運用方法」において人事システムの趣旨を鮮明にしている。

これらのことから、管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されていると判断する。

11-2-② 適切な意思決定を行うために使用される大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が、蓄積されているとともに、大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能しているか。

毎年『大学案内』を発行し、建学の理念、組織、沿革、在籍学生数、部局長の氏名、各学部・各大学院研究科・附属研究所等学内各組織の活動状況、授業開設科目、教員の担当科目と氏名（教員総覧）、施設案内など、多くの情報を掲載している。

また、年1回発行の大学の広報誌『開鐘（けいじょう）』に大学の毎年の活動状況を掲載している。

これらは事務局、附属図書・芸術資料館及び学内各部署に保存・蓄積されている。

大学ウェブサイトには『大学案内』各項の内容、及び創刊以来全号の『開鐘』が掲載されているほか、教員全員の詳細な研究業績及び教員公募案内など大学の基本情報が掲載されている。

これらのことから、大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が、蓄積されているとともに、大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能していると判断する。

11-3-① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価（現状・問題点の把握、改善点の指摘等）を適切に実施できる体制が整備され、機能しているか。

平成11年11月に制定され、同12年7月に一部改正された「自己点検・評価委員会規程」を平成16年7月に全面改正し、「沖縄県立芸術大学（大学院を含む）における自己点検・評価及び認証評価を実施するため」、現行の「評価委員会規程」を制定した。

当該規程によれば、評価委員会の委員は美術工芸学部・音楽学部から各2人、附属研究所から1人、事務局次長の計6人、及び学長が必要と認める者となっており、全学的構成をとっている。

また、評価委員会は、学長の諮問に応じ、（1）自己点検・評価を行うべき事項及び時期、（2）自己点検・評価の方法、結果報告、（3）認証評価を受ける事項及び時期、（4）認証評価の方法、結果報告、（5）その他学長が必要と認める事項、について学長に回答することを任務としている。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、自己点検・評価を適切に実施できる体制が整備され、機能していると判断する。

11-3-② 自己点検・評価の結果が大学内及び社会に対して広く公開されているか。

平成12年度に実施され、平成13年3月30日に刊行された『沖縄県立芸術大学自己点検・評価報告書』は、関係機関等に配布し、公開されている。また、県立図書館、県議会図書館及び県行政情報センターにおいて閲覧に供されている。なお、大学ウェブサイト上で、全専任教員の詳細な研究業績が公表されており、学外からの検索も可能となっている。

これらのことから、自己点検・評価の結果が大学内及び社会に対して広く公開されていると判断する。

11-3-③ 自己点検・評価の結果について、外部者（当該大学の教職員以外の者）によって検証する体制が整備され、実施されているか。

平成12年度の「第1回」自己点検・評価の結果については、外部者の検証を受けていないが、平成17年度制定の「評価委員会規程」においては「学長が必要と認める者」を委員に任命することができるとあり、自己点検・評価委員会が評価について外部者の検証を受けることが可能となっている。さらに、平成18年度には大学評価・学位授与機構による認証評価を受けている。

これらのことから、自己点検・評価の結果について、外部者による検証が実施されていると判断する。

11-3-④ 評価結果が、フィードバックされ、大学の目的の達成のための改善に結び付けられるようなシステムが整備され、機能しているか。

教育活動に対する全学的な自己点検・評価が平成12年度に行われ、その後音楽学部では、この自己点検・評価の結果、抽出された問題点や課題を持続的に検討し、こうした取り組みに基づいて、平成18年度に大幅なカリキュラム改正が行われた。この間、美術工芸学部においても対応策が講じられてきた。こうした経緯の底流には、平成12年度実施の自己点検・評価以来最近に至る間、両学部の個々の教員が、学生の意

見聴取等を踏まえ、専攻会議での審議を経て実施してきた授業改善があった。平成18年度実施の自己評価に際して作成された教員別の詳細な授業改善記録は、こうした授業改善を集成したものである。

これらのことから、評価結果が、フィードバックされ、大学の目的の達成のための改善に結び付けられていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 11 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 毎年発行『大学案内』のほかに発行される大学の広報誌『開鐘（けいじょう）』に大学の活動状況や展示会・演奏会・公開講座の予定を掲載し、また、そのすべてを大学ウェブサイトに転載して、広く学内外の利用に供するとともに、データとして保存・蓄積している。

【改善を要する点】

- 重要事項決定に関する評議会、全学委員会及び各学部教授会の関係が必ずしも明かではない。

<参 考>

i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 現況

- (1) 大学名 : 沖縄県立芸術大学
- (2) 所在地 : 沖縄県那覇市首里当蔵町
- (3) 学部等の構成
- 学部：美術工芸学部・音楽学部
- 研究科：造形芸術研究科・音楽芸術研究科・芸術文化学研究科
- 附置研究所：附属研究所
- 関連施設：附属図書・芸術資料館、奏楽堂
- (4) 学生数及び教員数（平成18年4月1日）
- 学生数：美術工芸学部304名
音楽学部185名、大学院80名
- 教員数：80名

2 特徴

沖縄県立芸術大学の設置は、西銘順治知事が昭和55年県議会2月定例会で設置を表明したことを受け、沖縄県は、国が策定する第2次沖縄振興開発計画に芸術系高等教育機関の設置を盛り込み、昭和58年1月に芸術大学の基本を成す美術・音楽芸術の教育・研究に沖縄の伝統工芸・芸能芸術分野を盛り込んだ特色ある地域大学創りを骨子とした「県立芸大設置の基本的考え方」をまとめた。この基本的考え方に沿い、沖縄振興開発計画に基づき教育組織や施設等の整備が行われ、昭和61年4月に初代学長山本正男が就任し沖縄県立芸術大学が開学した。国の沖縄振興開発政策の支援を伴って開学したことは本学存立の大きな支えとなっている。

開設当初は、美術工芸学部と附属研究所が、その後平成2年度に音楽学部、平成5年度に大学院造形芸術研究科、平成6年度に音楽芸術研究科、平成7年度に後期博士課程芸術文化学研究科が設置され現在に至っている。

沖縄及び日本の特徴的な伝統芸術は、常に生活芸術として文化や社会の基盤をなしてきたと言える。それぞれの芸術表現は、互いに関連し合う総合芸術として成り立っており、技芸習得と理論反省が同時に行われてきたことにも特性がある。本学は、この伝統芸術の特性を大学教育研究に取り入れ、普遍的な芸術の追究とともに、東西芸術文化の比較研究と教育交流を目指している。また、開かれた文化交流拠点及び新たな芸術教育研究の場として、大学院後期博士課程までも包含し、国際的視野に立った研究教育機関として構成されている。

■ 美術工芸学部

デザイン工芸学科の工芸専攻染織コースと陶芸コースは、沖縄の伝統工芸の展開と後継者育成を目指している。伝統文化の新たな展開は、デザイン専攻が担い専門家の養成を行っている。美術学科の絵画専攻と彫刻専攻は、豊かな沖縄の風土の下に普遍的な美術教育を行いつつ、デザイン専攻とともに基礎的造形教育を行っている。沖縄の工芸文化をどのように普遍的な美術教育の中に位置づけ、伝統文化を論理的に再構築するのかという使命は美術学科芸術学専攻が担っている。

美術工芸学部では、上記のように2学科5専攻により学部教育組織が構成されているが、デザイン専攻と美術学科の3専攻については、普遍的な西洋芸術学の展開と我が国における明治以降の美術教育の歴史の上に、理論的に構築された教育方法を採用している。東洋の工芸文化は、技術と技能、造形性と精神性が互いに密接に関連し合い成立しているという特性がある。工芸専攻では、造形教育システムの中にこの特性を組み込み、地域固有の文化を教育内容としていることに特徴がある。

■ 音楽学部

音楽学部の最も特色ある教育分野として設置された琉球芸能専攻は、沖縄の伝統的音楽、芸能を教育研究する専攻組織である。琉球芸能専攻は、琉球古典音楽コースと琉球舞踊組踊コースからなり、各コースは専攻に匹敵する扱いとなっている。

音楽学専攻は、楽理分野として学部の成立に不可欠の教育組織であるとともに、音楽学部の特色ある教育組織として、地域の伝統的音楽、芸能分野に関する教育研究も併せて行う専攻組織である。すなわち、音楽学部の基本組織である声楽・器楽専攻と琉球芸能専攻の架橋として音楽学専攻の存在意義は高い。声楽・器楽・音楽学の3専攻と琉球芸能専攻が豊かに関わり合って新しい創造の地平を拓くことこそ音楽学部の最も重要な使命であり、それが可能な学部構成となっている。

専攻配置で特に配慮されているのは、西洋的論理的思想と沖縄独自の文化的精神はそれぞれ侵すことなく独立し研究が行われるようになっていることである。そして、お互いは徐々に浸透し合い新たな創造的環境が芽生えつつあることから、学部配置の独創性が窺われる。

ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

本学は、日本の最南端に位置する極めて特殊な芸術大学として設置された。琉球王朝が築いた芸能・工芸分野の芸術は広く市民に浸透し伝承された。しかし、大戦の後、復興計画の陰となって、それらの文化的資産の伝承・発展は途絶えがちとなり、衰退の危機に曝されるに至った。そうした県民の危機感と、伝統芸術の活力ある正統な伝承と発展の願いは、沖縄振興開発計画の中に芸術大学設立という形で織り込まれることとなった。同計画は、沖縄振興開発特別措置法に基づいて、内閣総理大臣が決定する総合的な計画であり、いかに沖縄県にとって重要な施策であったかが理解できる。

ところで伝統芸能・工芸の伝承という観点で考えれば、組織は大学より研究所なり、専門学校の方がふさわしいかもしれない。それにも係わらず芸術大学を設置する構想を立てたのは、正統な伝承の路の先にあるべき発展を獲得できると確信したからである。

近代日本の芸術と芸術教育の潮流をみれば、当初、西欧の芸術と、その合理的なメソッドを手本として展開してきたが、ポストモダニズムの終焉と西洋至上主義への反省から、沖縄・日本やアジアの芸術文化をも包含する普遍的な芸術の追究と、東西芸術文化の比較研究及び、教育交流を目指すことの重要性が認識されるようになってきた。

以上のような背景の中で沖縄県立芸術大学設置・建学の理念は策定された。

■建学の理念

- (1) 日本文化における沖縄の地域文化の特性と伝統は、極めて特徴的であり、文化伝統の源流を探り、文化生成の普遍性を極めるために不可欠の内容を持つものである。わけても沖縄固有の風土によって培われた個性的な芸術文化の継承と創造の問題は、日本文化としてはもちろんのこと、沖縄県にとっても重要な課題であるといわざるを得ない。そして、それらを担う人材の育成もまた永い未来への架橋として緊要なことである。
- (2) 沖縄県立芸術大学を建学する基本的な精神は、沖縄文化が造りあげてきた個性の美と人類普遍の美を追求することにあるが、そのためには、地域文化の個性を明らかにし、その中に占める美術・工芸・音楽・芸能等様々な伝統芸術の問題に積極的かつ具体的に取り組み、その特性を生かすことでなければならない。このことは、日本文化の内容をより豊かにするとともに、ひいては国際的な芸術文化活動にも寄与するものと信ずる。
- (3) 我が国の最南端に位置する沖縄県立芸術大学は、東アジア、東南アジアを軸とした太平洋文化圏の中心として、それらの地域における多様な芸術文化の実態と地域文化伝統の個性との関わりを明らかにし、その広がりを目指し、汎アジア的芸術文化に特色を置いたユニークな研究教育機関にしたい。

■学部・学部の目的

本学は、広く教養を培い、深く専門芸術の技術、理論および歴史を教授研究し、人間性と芸術的創造力及び、応用力を育成し、もって伝統芸術文化と世界の芸術文化の向上発展に寄与することを目的とする。

美術工芸学部は、伝統工芸をはじめ豊かな芸術文化の伝統を受け継ぎ、新しい創造的な芸術文化の形成、発展を担う人材を育成する。

音楽学部は、伝統音楽・芸能をはじめ沖縄の豊かな芸術文化の伝統を受け継ぎ、新しい創造的な音楽芸術文化の形成、発展を担い得る人材を育成する。

■大学院の目的

大学院は、建学の理念に則り高度な芸術の理論及び、応用を研究教授し、その深奥を究めて芸術文化の創造および発展に寄与する。

大学院修士課程は、基本的に美術工芸学部及び音楽学部における学部教育の基盤の上に各専攻が構成されている。大学院造形芸術研究科は、美術工芸学部を基礎としながら、生活造形、環境造形、比較芸術学という新たな理念を基に、時代の要請に対応し得る広い視野を有し社会における幅広い芸術活動に貢献し得る造形芸術家、研究者、教育者などの人材の育成を目指す。比較芸術学専攻民族芸術文化学専修は、学部教育組織がなく修士課程より開設されており、沖縄の固有の風土によって培われた芸術文化を、言語文化学、琉球文学、民族文化学の立場から研究している。大学院音楽芸術研究科は、より広い視野に立った高度な教育研究を目的とし、それぞれの分野においてより芸術性の高い専門家を育成する。

大学院後期博士課程芸術文化学研究科は、大学院造形芸術研究科比較芸術学専攻と音楽芸術研究科音楽学専攻が中心となって構成されており、芸術文化に関する高度な理論を教授研究し、芸術文化についての幅広い見識及び自立して研究活動を行うに必要な高度の能力を有する研究者を養成する。

iii 自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）

基準 1 大学の目的

昭和61年4月に開学した本学は、沖縄の芸術文化を含む汎アジアな視点を包含し、芸術文化の教育研究に特化した大学であり、その点で大学の基本構想と教育の目的は明確である。

建学の理念に謳われている「沖縄県伝統芸術文化の現状と課題」、「本学建学の目的」、「本学研究教育の目標」を基本として、本学の目標を具体化したものが沖縄県立芸術大学基本構想である。この建学の理念と基本構想に基づき本学学則に謳われている目的が明確化されている。さらに両学部、大学院3研究科ごとに具体的な目標が定められている。

これら学部学則に記載されている両学部共通の目的及び大学院学則に記載されている大学院の目的は、学生便覧、履修案内等に明示されている。

本学学部の目的は、「広く教養を培い、深く専門芸術の技術、理論および歴史を教授研究して、人間性と芸術的創造力および応用力を育成し、もって伝統芸術文化と世界の芸術文化の向上発展に寄与すること」であり、学校教育法第52条で求められている大学一般の目的から外れるものではない。また大学院の目的は、「高度な芸術の理論および応用を研究教授し、その深奥を究めて芸術文化の創造および発展に寄与すること」であり、この目的は学校教育法第65条の規定から外れるものではない。

本学の目的を導き出す建学の理念は、明確に示されており、大学案内や学生募集要領、ホームページ等に提示され確認できるようになっている。同様に大学の目的は、学生便覧と大学案内に記載されており、大学の教職員と全学生に対して周知されている。

社会に対しては、大学のホームページ及び大学案内に、建学の理念と大学の目的が明示され公表されている。

基準 2 教育研究組織（実施体制）

本学は、建学の理念に基づき美術工芸学部と音楽学部を設置している。

美術工芸学部は、美術学科とデザイン工芸学科を設置している。美術学科は、絵画専攻、彫刻専攻、芸術学専攻に分かれ、基礎的な造形教育と普遍的な美術教育を絵画専攻と彫刻専攻が担い、芸術学専攻は沖縄の芸術文化を汎アジア的な視点から追求し理論的に研究教育を行っている。デザイン工芸学科には、デザイン専攻と工芸専攻があり、デザイン専攻は基礎造形を基に沖縄文化の新たな教育研究の展開を目指している。工芸専攻には、陶芸コースと染織コースが設置されており、伝統工芸をはじめ沖縄の豊かな芸術文化の伝統を受け継ぎつつ沖縄の芸術文化の継承と新しい創造的な芸術文化の形成、展開を目指している。美術工芸学部の2学科5専攻は、有機的に結合し合い沖縄の明日を担う人材の育成と豊かな芸術文化の創造という目的を達成することができる構成となっている。

音楽学部は、音楽学科の中に声楽、器楽、音楽学、琉球芸能の4専攻を配置している。琉球芸能専攻は、音楽学部の最も特色ある教育分野として、沖縄の伝統的音楽、芸能を教育研究する専攻組織である。音楽学専攻は、楽理分野として学部の成立に不可欠の教育組織であり、音楽学部の特色ある教育組織として地域の伝統的音楽、芸能分野に関する教育研究も併せて行う専攻組織である。声楽、器楽、音楽学の3専攻と琉球芸能専攻が豊かに関わり合って新しい創造の地平を拓くことが重要な使命であり、その使命を達成可能な学部構成となっている。

本学における授業科目は、総合教育科目、共通教育科目及び専門教育科目から成り立っている。総合教育科目と共通教育科目が教養教育であり、総合教育等委員会が所管している。教養教育担当の専任教員は、8名で構成されており、教養教育科目の卒業要件単位数は美術工芸学部37単位、音楽学部28単位以上となっている。

本学大学院は、学部教育のより高度な研究教授の場として位置づけられている。修士課程造形芸術研究科には生活造形（陶磁器、染織）、環境造形（デザイン、絵画、彫刻）、比較芸術学（比較芸術学、民俗芸術文化学）の3専攻を置き、時代の要請に対応した幅広い芸術活動に貢献し得る造形芸術家、研究者、教育者等の人材育成を目指している。修士課程音楽芸術研究科には舞台芸術（琉球古典音楽、琉球舞踊組踊）、演奏芸術（声楽、ピアノ、管弦打楽）、音楽学（音楽学、作曲）の3専攻を置き、より広い視野に立った高度な教育研究を目的に掲げて専門家の育成を目指している。また後期博士課程として芸術文化学研究科があり、比較芸術学研究領域と民族芸術学研究領域とに分かれ、より高度な研究の場を提供している。大学の理念をさらに高度に達成するために、大学院組織として適切な研究科の下に学部教育に基礎を置いた専攻を配置している。

本学の組織は、3本の柱として美術工芸学部、音楽学部並びに附属研究所が設置されている。附属研究所の主要な業務は、芸術文化・伝統工芸・伝統芸能の調査・研究を行うこと、公開講座を行うこと等であり、芸術文化学部門、伝統工芸部門、伝統芸能部門の3部門に各1名の専任教員が配置されている。附属研究所教員は、研究成果を教育に還元させるため修士課程、博士課程構成専任教員としてそれぞれ大学院教育に関わっており、さらに学部授業についても兼任教員として教育を行っている。

教育活動に係わる重要事項を審議する組織としては、両学部教授会と3研究科委員会を議決機関として設置している。学部の教育活動に関する案件は、部門ごとに委員会を構成し、そこでの審議を経て教授会で最終審議の上採否が諮られるようになってきている。学部間にまたがって調整の必要な事案、重要案件については、全学の委員会組織において活発な審議が行われている。

教育課程や教育方法等を検討する委員会は、全学の大学教務委員会と両学部の教務委員会があり、これらの委員会は適宜に開催され活発な審議が行われている。中でも大学教務委員会は、両学部と大学院に共通する事項を所管する重要な委員会である。

基準3 教員及び教育支援者

本学は第2次沖縄振興開発計画に基づき国から支援を受けて開設された。したがって開学に当たって当時の文部省以外に、職員定数や財政的な観点から自治省の協議・指導も受ける必要があった。本学は学科目制の下に教員組織編成の基本方針を有しており、本学の設置構想に沿った学科および専攻・コース構成が編成され、専攻毎に必要な教員を配置している。開学時の職員総定数は、60人であったが、音楽学部開設に伴い職員総定数は100人体制に見直され、各専攻の教育内容を考慮した教員組織が編成されている。

授業科目を少なくし可能な限り専任教員が授業を担当するよう非常勤講師の数を減らしたが、専任教員が担当できない科目については非常勤講師を配置することとした。また総合教育等の教員については、設置基準どおりの定数を確保し教員編成を行っている。

教員の欠員に伴う人事は、欠員が生じた専攻に対して行われている。

本学の専任教員数は、大学設置基準と比較し必要十分な教員を確保している。また本学は、沖縄芸術文化の解明と展開に重点を置き、それらを担う専攻（生活造形専攻、舞台芸術専攻、民族音楽学専修、芸術文化学専攻）の研究指導教員は、充実し確保されている。

教員の年齢構成において50～60歳代の比率が高い状況にある。芸術分野では、習熟に時間がかかるため教員の年齢は高くならざるを得ない。また大学院開設の必要もあり、年齢構成を考慮した採用より経験と実績を優先した人事が行われてきた。

教員の採用及び昇任については、学内規程で基準や手続き等を明確に定めるとともに、教育上の指導能力及び教育研究上の指導能力など総合的な要素に基づき公募により審査し、学長の申し出に基づき知事が任命する。

学部教員の教育活動は、ホームページの教員総覧に発表されている。附属研究所教員の研究活動は、附属研

沖縄県立芸術大学

研究所紀要の「彙報」に公表されている。

本学は、美術工芸及び音楽表現が主であり、教員による展覧会・演奏会や公演活動は活発に行われており、一般にも公開され社会的な評価は頻繁に受けているといえる。

教員の研究活動と教育内容は相関性を有しており、特に大学院教育における専門課程の教育内容と教員の研究活動内容は多くの場合対応しており、教育の目的を達成するための基礎として活発な研究活動が行われている。

教育課程に必要な事務職員と技術職員等の教育支援者は、相互連携の下に役割分担を担いながら教学組織の円滑な運営と適切な意思決定が行われるよう協力体制の確立が努められている。TA、RAの教育補助者については、平成18年度から試行している。

基準4 学生の受入

本学は、芸術系大学として高度な造形能力、音楽芸術の能力及び文化的見識を学生の身に付けるべく教授しており、このことは周知されている。受験生は、自己の芸術的な目的の実現のため本学を受験するのであり、本学の教育の目的と受験者の目的は重なっている。個別学力検査もこの目的に沿った専門実技修得が可能かを問う、きめ細かなものになっている。各専攻は、毎年の入学試験の結果を検証し、入試の改善に役立っている。一般選抜の他に推薦入学、社会人特別入学の制度をとっている専攻もある。

入学者選抜要項、学生募集要項は、マスメディアを通して公表されホームページにも掲載されている。入学試験は、各学部の入学試験委員会、全学の入試管理委員会が適切に機能して実施されている。個人情報の開示も選抜要項、募集要項に明示され手続きに沿って開示されている。

入学試験状況は、ここ数年ほとんど変わっておらず、専攻により受験者数の多少はあるが、これは専攻の特性と考えられる。実入学者数は、5年間の平均で定員を僅かに上回る程度であり、厳正な試験が行われている証と言え、本学の特色である少人数教育が確保されている。

しかし、編入学の制度の実質化、入学試験の検証のシステムの作成等改善を要する点もある。

基準5 教育内容及び方法

<学士課程>

本学では、教育の目的に合わせて「総合教育科目」、「共通教育科目」、「専門教育科目」からなる教育課程を編成している。「総合教育科目」と「共通教育科目」は、専門教育の土台となる教養教育である。「専門教育科目」については、それぞれの専攻・コースが、専門に相応しいカリキュラムと授業内容を提供している。教員の研究活動の成果は、教材や事例研究等により授業内容に反映されている。またデザイン専攻の実技科目の中でインターンシップを行っていて、実績を挙げている。その他、コンクール等で積極的に学外との関わりを持ち、大学院修士課程との連携も行っている。他大学や海外姉妹校との単位互換、編入学については、前向きに検討しているところである。

本学では、専門実技の学習に多くの時間を必要とすることをオリエンテーション時に学生に周知し、履修登録の上限設定を行うことにより、単位の実質化に配慮している。しかし、一部の専攻で学習時間の確保に対する配慮が不足しているような例もあり、履修登録・成績処理等の電算処理のシステム改善と併せて制度を見直す必要がある。

授業形態については、講義、演習、実技等の組合せ、バランスが適当であり、特に専門実技が個人指導であることは、芸術大学の大きな特徴である。平成16年度までは「授業科目概要」を作成していたが、平成17年度より、書式を見やすく改めたシラバスを作成したことにより、学生の授業に対する理解がより深まった。

成績評価方法については、筆記、実技試験、レポート及び授業への出席状況などから総合的に判断している。成績評価基準は、学生便覧等に明記され、オリエンテーション時に学生へ周知している。また成績評価に対する学生の質問を受付けるようになっていて、成績評価の正確性が保たれている。

<大学院課程>

修士課程においては、それぞれの専門の科目の必修単位数の割合が大きく、博士課程では、専門分野の研究指導が教育課程の中心となっている。その他、関連する科目を選択できる教育課程編成であり、授業内容も教育課程の趣旨に沿ったものである。音楽芸術研究科では、平成18年度に専修の組織改変とカリキュラム改正を実施した。教員の研究活動の成果は、教材や事例研究等により授業内容に反映されている。

大学院では、履修単位の上限設定はないが修了要件単位数が少なく、各自の専門の研究に集中できるよう、単位の実質化に配慮している。

授業形態は、各研究科の特性に応じたバランスのとれた組合せで、専門実技又は論文指導は、個人指導で行なわれている。平成17年度よりシラバスを作成したことにより、学生にとって科目のねらいや評価方法等がより解りやすくなった。

研究指導は、専門により1名又は複数の教員が指導する体制が整備されている。本学には、TAやRAの制度がなかったが、平成18年度より取り入れた。成績評価及び学位論文審査も適切に行われ、成績評価について学生からの申立てを受付けるようになっており、成績評価の正確性が保たれている。

基準6 教育の成果

本学及び各学部の目的に照らして、学生が身につける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針は、各専攻のカリキュラムが明らかにしていると考えられる。各学部等では、学生の学力等の達成状況を検証・評価しカリキュラムの改変を行っている。卒業作品、演奏、論文の評価は、関係する全教員で行い水準の維持向上に勤めており、バラエティーに富み水準も高いと判断できる。

教員免許は、約半数の学生が取得しているが、就職を希望する学生ばかりではなく、また就職希望者は、デザイン関係に多いことを勘案すると、取得率はかなり良いと思われる。学芸員資格は、美術工芸学部のみ取得が認められており、教職科目と合わせて履修する学生が多い。

就職及び進学に関しては、本学の特性を受けデザイン専攻学生の就職率は高く、それ以外の専攻の学生は進学率が高い傾向にある。また、在学中・卒業後もコンクール等での活躍が多数あることは、専門家の育成を目指している本学の教育の成果が上がっていると考えられる。

学生の授業評価は、制度化されていないが、芸術活動の個別的表現を尊重して教員と学生の1対1の対応を重視しているため、学生の意見は教育内容に確実に反映される状況にある。

基準7 学生支援等

授業科目選択の際のガイダンスは、新学期の始めに適切に実施している。

学習相談(進路相談を含む)や助言に関しては、美術工芸学部においては学年担任と、学生一人一人に対する学生相談員が配置されている。音楽学部においては、修学支援室が設置され、こうした人的・組織体制により学習支援に関する学生のニーズを把握している。ただし、学生のニーズは大学として集約されておらず、大学学生委員会においてその対応を論議する予定である。

オフィスアワーについては、小規模大学の特性を活かし個々の教員が学生の求めに応じて日常的に適宜の時間を指定し対応している。

特別な支援を必要とすると考えられる者としては、留学生のみが対象となる。留学生に対する学習支援及び

沖縄県立芸術大学

生活支援については、嘱託国際交流コーディネータ等の人的体制を整え、受け入れ準備段階から日本語セミナーの開設など適切に支援している。

学生の自主的学習環境については、専用施設が狭いことから教室や実技室等を授業時間外に開放している。

学生のサークルは、ガムラン音楽の2団体が担当教員の指導の下に活動している。また、実行委員会を組織して行う大学祭に対しては、材料等購入の一部に大学予算を支出している。

保健室と学生相談室に嘱託臨床心理士、嘱託看護師、兼任教員(心理学)を配置し、学生の健康管理、健康相談、ハラスメント相談に適切に対応している。

就職相談については、事務局ロビーに学生コーナーを設置し、求人票一覧、企業パンフレットを備え置いているほか、インターネット端末を設置し就職等の情報が検索できるようにしているが、その取り組みは緒に就いた状況である。

学生の経済面の援助に関しては、授業料等の減免措置を講ずるとともに、外部機関からの奨学金を積極的に活用している。

基準 8 施設・設備

校地及び校舎は、大学設置基準第37条及び第37条の2に定める面積を大幅に上回っている。大学設置基準第36条第1項から第5項に定める施設のうち講堂、寄宿舎及び課外活動施設を除き、他の施設は全て設置している。しかしながら、施設全体の整備環境から見た場合、キャンパスアメニティが不十分であり、またバリアフリー対策が後れている。

本学を特徴づける施設として、奏楽堂、附属図書・芸術資料館、陶芸登窯、附属研究所を設置している。奏楽堂(1,999 m²)は、音楽教育における舞台・演奏実技の実践教育に大きな効果を発揮するとともに、演奏会等を通して住民との連携を図っている。また機能的に講堂の役割も果たしている。附属図書・芸術資料館には、常設展示室・企画展示室を設置し、主に美術工芸学部が教育成果としての制作作品の展示を行うとともに、学生の自発的発表の場として広く住民に教育成果の発表を行っている。附属研究所には、独立した附属研究所棟を設置し、沖縄の伝統文化や芸術の研究を行っているほか、研究成果の普及などを目的とした一般社会人向けの公開講座や文化講座・研究会を開講し地域連携に貢献している。

情報機器・設備については、本学の規模に相応した整備がなされている。また教育用機器として美術教育や音楽教育に必要な彫刻機器、版画用機器、映像用機器、染織機器、洋楽・琉球芸能の楽器・舞台衣装等を備えている。

教室の利用状況については、総合教育棟及び音楽棟の利用が特に高い上、その他の教室の利用も総じて高い。

学内情報ネットワークについては、一応全体的に整備はされているものの、第1・2キャンパスのLAN環境は低速のため、現在の情報量に対応できていない。さらに、システムは古く、情報管理専門職員も配置されていない状況である(【改善を要する点】を参照)。これらの改善点については、平成21年4月の大学法人化移行に向けての準備工程の中で財務会計・給与システム等の新規導入と併せて改善していく必要がある。

施設・設備については、根幹となる維持・管理は沖縄県条例・規則等により適正に行われており、また附属図書・芸術資料館の利用も学内規程により管理されている。

附属図書・芸術資料館の図書、資料等は、相応の種類、数量等を備えているほか、検索システムも整備されている。図書の収集・整理、国指定重要文化財の管理及び利用日・時間の拡充については、人的体制の強化が求められる。

基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

本学は、芸術系大学であり、教育の成果や活動の実態を示すデータは実技・演奏系の場合では、作品や作品映像・演奏録音や演奏映像の資料として残り、美術工芸学部では各専攻・コースで、音楽学部では音楽資料管理室で管理されている。また理論系の成果物は、論文や要旨集、さらに発表録音や発表映像として蓄積されている。これらの資料は教員・学生とも閲覧可能であり、教育・研究や自主学习などに活用されている。

本学の専門科目は、少人数授業であり、教員との緊密な意思疎通の中で創作教育が行われている。学生の意見は、教育内容に確実に反映される状況にある。また学生の制作や演奏は教育の状況を直接反映させるものであり、教員は教育内容を客観的に把握できる状況にある。

学外関係者の意見の反映例では、学外で開催される大きな展覧会や演奏会等は、学内の学生だけではなく学外の専門家や卒業生と共同で行われることが多く、その過程で学外の意見に触れる状況にある。したがって教員は教育内容を学外の意見から客観的に把握できる状況にあり、自己点検と評価は適切に行われている。

本学の特徴は、個別指導にあり、教員個人単位では常に教育の質の向上が求められ、教員個人単位あるいは専攻・コース単位では教育の質の向上が常時求められており、専攻・コース単位での協議が行われ継続的な改善が行われている。今回の自己点検・評価の結果を、全学的な取り組みとして、どのようにシステムを整備し活用していくか新たな改善システムの整備について論議していく予定である。

授業内容は、個々の教員の自覚の下に改善が図られている。専門課程の教員にとっては、教授内容が学生の芸術活動の結果に如実に反映されるため教育の改善は必要不可欠である。

専攻・コース単位では教育課程を進めていく上で教員相互の情報交換や意見交換が常に行われている。また複数教員による講評も行われており、授業方法や内容の改善に貢献している。新任教員に対しては、複数教員と協議や助言の下に授業計画を立て授業を行うなどの配慮が各専攻・コース単位で行われている。

教育の質の向上ために教育支援者や教育補助者の資質の向上は不可欠である。教育支援者や教育補助者は、業務以外の時間に学内施設を自由に利用できる環境にあり、研究環境としては整備されている。また本学は少人数教育であり、教育支援者や教育補助者と教員とのコミュニケーションは、日常的に行われており、教育支援者や教育補助者の資質向上に役立っている。

基準 10 財務

本学は、県が設置した公立大学であるため、予算及び決算は地方自治法等に基づき適正な手続きにより成立、認定され、県民に公表されている。

大学予算は、歳出において抑制傾向が続いているが、大学運営に必要な教育研究費等は確保されている。収支における自主財源の大幅な増加は、本学が少人数教育を特色としているため改善には一定の制約があることから一般財源からの組み入れに県の政策的な配慮が求められる。

大学の資産は、教育研究活動を安定して遂行できる校地、校舎、教育研究備品、図書類等を有している。

基準 11 管理運営

本学の管理運営組織としては、県規則（学則を含む）及び学内規程に基づき学長を統括者として部局長会、評議会、教授会、研究科委員会及び全学委員会等が置かれている。しかし、学長と全学委員会との連携が十分とはいえ、また学生部長の職務権限が規程上不明確である。

事務局には、総務課と教務学生課が置かれ管理運営組織の円滑な運営を支えている。ただし、一部事務分野において事務職員の定期人事異動期間が3年と短いため、教学に関する企画・立案、大学運営及び高等教育行政にある程度精通した人材が確保されていないなど、人的配置の改善及び体制強化が求められる。

管理運営に関しては、管理運営方針を管理運営事項として具体化し学内諸規程に盛り込むとともに、管理運営に関わる組織の長及び教授会や全学委員会等の構成員の責務、権限についても学内規程で明示されている。

大学内外の関係者のニーズ把握については、小規模大学の特性を活かした教員相互間、教員と学生・卒業生らとの意思疎通を通し必要なニーズは把握しており、特に支障は生じていない。

大学活動状況等に関するデータや情報は、各部署において蓄積されており、今後はこれらのデータ等が構成員からアクセスできるようにデータベース等のシステム構築を検討する必要がある。

平成 12 年度に第 1 回自己点検・評価を実施し問題点や課題を抽出し対応策を講じてきたが、問題点や課題には大学・学部で短期的に改善可能なものや中・長期的なもの、あるいは県の政策に係るものがあり、大学全体及び両学部における改善取組が弱かったことは否めない。その大きな要因は、大学が組織体として自己点検・評価結果とそれに対する改善が表裏一体であることの認識が弱く、組織的対応を欠いたことが挙げられる。このことを踏まえ、今回の自己点検・評価に当たっては、評価委員会とは別途に改善のための機構組織を立ち上げて評価システムを構築する予定である。

iv 自己評価書等リンク先

沖縄県立芸術大学のホームページ及び機構に提出した自己評価書本文については、以下のアドレスからご参照下さい。

なお、自己評価書の別添として提出された資料の一覧については、次ページ以降の「v 自己評価書に添付された資料一覧」をご参照下さい。

沖縄県立芸術大学 ホームページ <http://www.okigei.ac.jp/>

機構 ホームページ <http://www.niad.ac.jp/>

自己評価書 [http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou200703/
daigaku/jiko_okinawageijutsu_d200703.pdf](http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou200703/daigaku/jiko_okinawageijutsu_d200703.pdf)

v 自己評価書に添付された資料一覧

基準	資料番号	根拠資料・データ名
基準1	1-1-1-1	平成18年度版大学案内
	1-1-1-2	平成18年度学生便覧
	1-1-1-3	沖縄県立芸術大学規程集
	1-1-2-1	ホームページのトップページ(写)
	1-2-2-1	平成18年度版大学案内の配布先一覧
基準2	2-2-1-1	各種委員会名簿(全学・学部・大学院)
	2-2-1-2	平成17年度各種委員会開催日時・教授会等開催(5年間)
	2-2-1-3	平成17年度美術工芸学部教授会議事録
	2-2-1-4	平成17年度音楽学部教授会記録
	2-2-1-5	平成17年度大学教務委員会記録
	2-2-1-6	平成17年度大学人事委員会議事要旨
	2-2-1-7	平成17年度学生委員会記録
基準3	3-1-3-1	平成18年度大学組織及び教職員配置図
	3-1-4-1	平成18年度音楽学部・音楽芸術研究科(修士課程)履修案内
	3-1-4-2	平成18年度芸術文化学研究科(後期博士課程)履修便覧(シラバス含む)
	3-1-4-3	平成18年度造形芸術研究科(修士課程)履修案内
	3-1-6-1	平成18年度外国人・実務経験者等の任用・公募状況
	3-2-2-1	沖縄県立芸術大学自己点検・評価報告書
	3-2-2-2	平成18年度版沖縄県立芸術大学広報「開鐘」
	3-3-1-1	教育内容と関連する代表的な教育研究活動等
	3-4-1-1	TA・RA制度・取扱要領等
基準4	4-1-1-1	平成18年度音楽学部個別学力検査(専攻別実技試験等)試験曲
	4-1-1-2	ガイダンス資料(日程、学年暦等一部例示)
	4-1-1-3	平成18年度オープンキャンパスのお知らせ
	4-1-1-4	主張演奏会パンフレット
	4-1-1-5	平成18年度入学者選抜要項(社会人特別選抜・推薦入試・私費外国人留学生選抜含む)
	4-1-1-6	平成18年度美術工芸学部学生募集要項(一般・私費外国人留学生選抜)
	4-1-1-7	平成18年度音楽学部学生募集要項(一般・社会人特別・私費外国人留学生)
	4-1-1-8	平成18年度推薦入学学生募集要項
	4-2-1-1	過去3年間の入試問題(一部例示)
	4-2-1-2	平成18年度造形芸術研究科(修士課程)学生募集要項
	4-2-1-3	平成18年度音楽芸術研究科(修士課程)学生募集要項
	4-2-1-4	平成18年度芸術文化学研究科(後期博士課程)学生募集要項
	基準5	5-1-1-1
5-1-1-2		平成18年度美術工芸学部・造形芸術研究科授業時間割表(講義系科目)
5-1-1-3		平成18年度音楽学部・音楽芸術研究科(修士課程)授業時間割表

	5-1-1-4	平成 18 年度総合教育・美術工芸学部（専門教育・博物館学）開設授業科目表
	5-1-1-5	音楽学部開設授業時間配当表（平成 18 年度入学生用）
	5-1-1-6	音楽学部開設授業時間配当表（平成 17 年度入学生用）
	5-1-2-1	平成 18 年度総合教育等シラバス
	5-1-2-2	2006 美術工芸学部シラバス
	5-1-2-3	平成 18 年度音楽学部&(修士課程)音楽芸術研究科シラバス
	5-1-4-1	デザイン専攻インターンシップ学生受入
	5-1-4-2	学生ニーズによるカリキュラム改正例
	5-1-4-3	学外との関わり及び大学院との連携例
	5-1-5-1	学生の音楽棟及び奏楽堂施設使用に関する申し合わせ
	5-2-2-1	音楽学部シラバス作成の手順書
	5-2-2-2	シラバス活用アンケート
	5-2-3-1	「単位外補修授業クラス（英語）」の開設について
	5-4-1-1	平成 18 年度大学院（修士課程）造形芸術研究科・大学院（博士課程）芸術文化科学研究科開設授業科目表 大学院音楽芸術研究科（修士課程）開設科目一覧（平成 18 年度入学生用）
	5-4-1-2	大学院音楽芸術研究科（修士課程）開設科目一覧（平成 17 年度入学生用）
	5-4-1-3	2006 造形芸術研究科(修士課程)シラバス
	5-4-2-1	
基準 6	6-1-1-1	学生・卒業生のコンクール入選・入賞者一覧
	6-1-2-1	平成 17 年度美術工芸学部卒業・修了作品図録
	6-1-2-2	修士論文・卒業論文要旨
	6-1-2-3	博士学位論文（要旨及び審査結果）第 1 号又は第 2 号
基準 7	7-3-1-1	平成 18 年度就職委員会資料（ガイダンス・アンケート・進路調査等）
	7-3-4-1	奨学金受給状況(平成 14～17 年度)
	7-3-4-2	留学生の授業料等減免状況（平成 13～平成 17 年度）
基準 8	8-1-1-1	教室の利用状況
	8-1-2-1	大学コンピュータネットワーク構成図
	8-1-3-1	附属図書・芸術資料館案内パンフレット
	8-1-3-2	施設使用許可の取扱い及び音楽棟・奏楽堂の施設使用許可について
	8-2-1-1	附属図書・芸術資料館の図書数・芸術資料数
基準 9	9-1-1-1	音楽学コース論文集「ムーサ」
	9-1-5-1	「自己点検評価報告書」による検討課題の取組現状報告（音楽学部）
	9-1-5-2	平成 18 年度美術工芸学部・音楽学部入学カリキュラム改正資料
基準 10	10-3-2-1	「平成 16 年度沖縄県包括外部監査報告書」抜粋
基準 11	11-1-2-1	評議会名簿
	11-1-2-2	評議会議事録